

令和6年第7回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和6年12月3日（火曜日）

議事日程 第1号

令和6年12月3日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 発議第 6 号 みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会の設置について |
| 日程第 6 | 発議第 7 号 みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員の指名選任について |
| 日程第 7 | 報告第 9 号 旧一葉亭解体工事（第3期）請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第 8 | 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 9 | 承認第 6 号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第10 | 議案第56号 みなかみ町監査委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第57号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第12 | 議案第58号 みなかみ町官行造林地に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第13 | 議案第59号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第60号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及びみなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第61号 みなかみ町営赤沢スキー場施設条例を廃止する条例について |
| 日程第16 | 議案第62号 指定管理者の指定について（湯桧曽公園）
議案第63号 指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曽地区足湯）
議案第64号 指定管理者の指定について（みなかみ町永井宿郷土館）
議案第65号 指定管理者の指定について（みなかみ町水紀行館（交流促進センター・活性化センター・水産学習館））
議案第66号 指定管理者の指定について（みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場）
議案第67号 指定管理者の指定について（みなかみ町真沢ファーム交流施設） |

議案第68号 指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））

議案第69号 指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）

日程第17 議案第70号 令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について

議案第71号 令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第18 一般質問

- ◇ 石坂 武 君 . . .
 - 1. 町長、公約実現への取り組み
 - 2. 観光会館周辺公共施設最適化事業の進捗状況
 - ◇ 鈴木美香 君 . . .
 - 1. アピアランスケア事業の周知と柔軟な対応を
 - 2. 耕作放棄地解消に向けた取り組み
 - ◇ 高橋久美子 君 . . .
 - 1. 寄り添える施策で安心して住める町を
 - 2. 命を守る防災対策
 - 3. SNSの活用で道路の補修箇所又は、災害時の土砂崩れなど迅速な対応で安全安心を
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1 番 河 合 史 将 君
 3 番 石 坂 欣 也 君
 5 番 茂 木 法 志 君
 7 番 鈴 木 美 香 君
 9 番 高 橋 視 朗 君
 11 番 森 健 治 君
 13 番 高 橋 市 郎 君

2 番 江 口 樹 君
 4 番 牧 田 直 己 君
 6 番 星 野 宗 央 君
 8 番 阿 部 清 君
 10 番 高 橋 久美子 君
 12 番 石 坂 武 君
 14 番 小 林 洋 君

欠席議員 な し

会議録署名議員

4 番 牧 田 直 己 君

12 番 石 坂 武 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 中 澤 聡
 書記 桑 原 孝 治

書記 泉 雪 江

説明のため出席した者

町 長 阿 部 賢 一 君
 教 育 長 田 村 義 和 君
 財 政 課 長 中 西 紀 子 君
 税務会計課長 高 橋 一 夫 君
 子育て健康課長 入 澤 はるみ 君
 上下水道課長 鈴 木 伸 史 君
 観光商工課長 鈴 木 和 幸 君
 学校教育課長 吉 田 武 春 君
 水上支所長 味 戸 勝 彦 君

副 町 長 茂 木 直 人 君
 総 務 課 長 高 野 明 夫 君
 企 画 課 長 小 池 俊 弘 君
 町民福祉課長 高 橋 輝 君
 環 境 課 長 原 沢 智 章 君
 農 林 課 長 合 沢 衛 君
 地域整備課長 林 昇 君
 生涯学習課長 丸 山 浩 文 君
 新 治 支 所 長 田 村 覚 生 君

開 会

(午前9時 開会)

議 長（小林 洋君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までに参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和6年第7回12月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小林 洋君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長（阿部賢一君） 皆さん、おはようございます。

令和6年12月定例議会の開会に当たり、小林議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、北風が身にしみ入る季節となりました。谷川岳も白雪をその身にまとい、本格的な冬の到来を迎えております。

議員各位におかれましては、年末を控え、公私ともにご多忙中にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、議会閉会中におきましても、施策協議や調査活動をはじめ各常任委員会等にご尽力をいただきました。精力的な議員活動に対し、改めて敬意を表する次第であります。

さて、先月15日から台南市において開催されました大台南国際旅展2024に参加してまいりました。このイベントには、4日間で延べ14万人近くの方が来場し、日本からは群馬県をはじめ宮城県や千葉県、仙台市や金沢市などかなり大きな自治体も参加し、観光ブース等を展開しておりました。

15日の開幕式冒頭では、康銀寿総統府国策顧問や趙卿惠台南市副市長がご挨拶されましたが、康国策顧問が登壇された際、群馬県商工会連合会の石川会長、みなかみ町観光協会の岡村理事長とともに、私も登壇し、台湾及び台南市への協力に対し感謝の言葉を頂戴いたしました。

また、同日夜の晩餐交流会におきましては、台南市の黄偉哲市長も参加されましたので、12月に行われる中学生海外派遣交流事業や2月末の町民旅行についてご助力をお願いしてまいりました。

今後も各種イベントやインバウンド需要などを通じ、より親密な関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、報告3件、承認1件、人事1件、条例5件、指定管理8件、補正予算2件の計20件のご審議をお願い申し上げるものであります。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（小林 洋君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小林 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

4 番 牧 田 直 己 君

12 番 石 坂 武 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（小林 洋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にもお諮りして、本日12月3日より、12月11日までの9日間と考えております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月3日より12月11日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（小林 洋君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより9月以降の主な事項について報告いたします。

9月6日、町協会秋季ゲートボール大会が行われ、高橋久美子副議長が代理として出席

いたしました。

9月7日、8日両日において、おいで祭りに議員各位と参加いたしました。

10日には、第51回福祉パレードに出席いたしました。

11日は、令和6年みなかみ中学校体育祭に出席。

14日は、沼田市花火大会に出席。

22日は、第75回茂左衛門地藏尊奉納弓道大会に牧田直己総務文教厚生常任委員長に出席していただきました。

24日には、令和6年度みなかみ町民秋季グランドゴルフ大会、国道17号群馬・新潟県境地区防災事業促進期成同盟会総会に出席。

27日には、水上わかくりこども園運動会に出席。

28日には、第9回つきよのこども園運動会、生涯学習フェスティバルに出席、台南市旅行商業同業公会役員との意見を交換いたしました。

10月に入り2日に、令和6年度中之条湯河原線等整備促進期成同盟会総会。

4日に、利根招魂祭及び鳥居完成報告祭に出席しました。

6日、谷川岳遭難者慰霊祭並びに谷川岳閉山式。

8日に、令和6年度みなかみ町戦没者追悼式に出席いたしました。

12日には、令和6年度防火ポスターコンクール表彰式に出席いたしました。

16日には、令和6年度みなかみ町中学生議会に出席いたしました。

19日には、みなかみ農業まつりに出席いたしました。

20日には、第18回福祉ふれあいフェスティバル、みなかみ町消防団秋季点検。

23日に、みなかみユネスコエコパークポスターコンクール審査。

26日には、利根商業高等学校の文化祭が開催され、出席いたしました。

28日には、第62回群馬県民スポーツ大会利根郡選手団結団式に出席。

29日には、中之条町議会産業建設常任委員会の来訪に対応いたしました。

11月に入り3日に、令和6年度かわば花火大会及び9日のみなかみ町文化祭開会式典には森健治副議長が出席をいたしました。

12日、明日につなぐ安心・安全な観光地づくりを考えるシンポジウムに出席いたしました。

25日に開催された利根沼田地区防犯協会定期総会に出席。

29日には、まるまる東日本連携センター「みなかみ町情報交換会」に出席いたしました。

30日には、沼田市市制施行70周年・水道事業100周年記念式典に出席いたしました。

詳細につきましては、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

議長（小林 洋君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今定例会における請願・陳情は文書表のとおりであります。

〔巻末 参考資料〕

議長（小林 洋君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 発議第6号 みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会の設置について

議長（小林 洋君） 日程第5、発議第6号、みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会の設置について説明させていただきます。

過去みなかみ町議会は、平成26年5月に交流調査特別委員会を設置、続いて平成28年5月に、交流促進特別委員会の調査研究により、町の交流事業に対し、経済分野、教育分野と政策提言を行い、協定地域は海外の台南市と特別区中野区とさいたま市、取手市の2市、伊奈町の1町、三宅村の1村となっております。

交流調査特別委員会発足から来年で15年、交流促進特別委員会の終了から約10年が経過いたします。十年一昔と言われるように、当時と比べ交流も含め取り巻く環境、人口動態、経済財政面等は変化しております。そこで、交流の在り方もアップデートが必要だと考えております。

本委員会には、今後の交流の在り方について調査研究を行い、その検討結果が持続可能な次の10年の交流の礎となることを期待するとともに、交流事業に対し、過去議会が大きく関わってきた経緯を踏まえると、今後の交流の在り方についての検討は議会の責務とも考えております。

よって、ここにみなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会を設置したいものであります。

以上、決議いただきますようよろしくお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

これより質疑に入ります。発議第6号について質疑はありますか。

4番牧田君。

- 4 番（牧田直己君） この委員会は非常に大変期待されている委員会なんだろうというふうにも私も自身も感じています。必要だとも思っています。その中で、こちらのメンバーが書いてありますけれども、その選定された理由とあとは産業観光生活環境常任委員会とのすみ分けについてお聞かせいただけるとありがたいです。

議長（小林 洋君） 選定理由についてですが、経済分野だけではなく、教育分野にも関わってくることで、総務文教厚生常任委員会の人にも入っていただいて、議会運営にも関わることでしょうから議運長にも入っていただくということで選定いたしました。

そのすみ分けということですが、交流に関しては教育分野の交流に関してのみ特別委員会において研究調査をしていただくと。ほかのことは、基本は産業観光生活環境常任委員会のほうでやっていただくという形で考えております。

以上です。

ほかに。

7 番鈴木美香君。

7 番（鈴木美香君） 今設置の目的というか、内容をお伺いさせていただきました。前回11月28日に行われた議会全員協議会にて、予定議事ではなくその他のところでこの設置についてお話を伺って、そのときに期限というのを聞いたかと思うんですが、そちらの期限というのは、任期というんでしょうか、そちらの任期についてお伺いします。

議長（小林 洋君） お答えいたします。

基本的には全員協議会の中で言いましたように、来年度を目安に答申を出していただきたいというふうに考えております。ただ、状況の変化、そのときに何かあるかもしれませんので、目安としては来年度いっぱい、約1年とちょっとという形の任期の中で報告書を提出していただきたいというふうに考えております。

以上です。

鈴木美香君。

7 番（鈴木美香君） こちら特別委員会として設置する中で、机上のみとするのか、視察等、活動費の発生もあり得るのか、お伺いします。

議長（小林 洋君） お答えします。

それは臨機応変にやっていきたいと思えます。基本的には机上のことのほうが多くなると思いますが、やはり現場に行ってどういう状況で交流が行われているのかと、そういう現場視察も必要だと考えていますので、状況においては現地に赴いてもらうということも考えております。

以上です。

鈴木美香君。

7 番（鈴木美香君） 続けて3回目です。

継続的な交流事業ということですが、姉妹都市を中心としたような中での交流事業ということで認識させていただいてよいかわかと思いますが、どこまでの事業で線引きするのかというのが特別委員会として設置する理由、またこれ所管する常任委員会でそれぞれ議論と目的が達成できないものなのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 基本的にこれの枠を広げていこうとかという考えではありません。現在交流を行っているところ側にとっても状況が変わっている部分というのは多くあると思うので、その辺の今お付合いをさせていただいている、交流をさせていただいている箇所について先ほども言いましたけれども、今後お互いにまた末永く継続できていく方法、お互いに無

理がない方法というのをまた調査していただければというところで考えております。

以上です。

ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、質疑を終結いたします。

これより発議第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、発議第6号の討論を終結いたします。

発議第6号、みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、本案につきましては原案のとおり5名の委員で構成するみなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第6 発議第7号 みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員の指名選任について

議長(小林 洋君) 日程第6、発議第7号、みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員の指名選任についてを議題といたします。

みなかみ町継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議長より指名選任いたします。ただし、差し替えのあった分に関しては、諸事情によりメンバーの入替えをさせていただきました。

これより、みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員の指名を行います。

みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員に河合史将君、江口樹君、牧田直己君、茂木法志君、森健治君、以上の5人を選任いたしました。

これより暫時休憩いたしますので、みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を終わるよう委員会条例第10条第1項の規定により、ここにみなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時21分 休憩)

(午前9時32分 再開)

議長(小林 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長(小林 洋君) 休憩中にみなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、ここにご報告申し上げます。

みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員長に茂木法志君、同副委員長に河合史将君、以上で報告を終わります。

ここで委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員長茂木法志君。

(みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員長
茂木法志君登壇)

みなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員長(茂木法志君) ただいまの別室に行われましたこちら特別委員会において、互選により委員長を拝命いたしました茂木法志と申します。よろしくお願いいたします。

この委員会は、交流事業を調査研究し、またさらに今後10年にわたり継続的な事業ができること、またさらに発展できるようにしっかりとした結果、調査報告を行いたいと思っておりますので、各委員のご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(小林 洋君) 以上でみなかみ町議会継続的な交流事業のあり方調査特別委員会委員長の挨拶を終わります。

日程第7 報告第9号 旧一葉亭解体工事(第3期)請負変更契約の専決処分報告について

議長(小林 洋君) 日程第7、報告第9号、旧一葉亭解体工事(第3期)請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) それでは、報告第9号についてご説明を申し上げます。

令和6年3月議会において契約締結の議決を得て工事を施工してきたところですが、本年4月に公募型プロポーザルによる旧一葉亭を活用する事業者選定において、優先交渉者に選定された事業者の活用提案に基づき、本館を一部残し再生できるよう解体、減築工事を進めてまいりました。工事を進めていく中で、想定外のアスベスト除去等が必要となったことによる費用の増額に伴う変更契約となります。

主な内容としては、本館を一部残すことにより、枠組本足場や躯体保護資材の設置、撤去などの直接仮設費が約2,400万円の増額、一方で本館を残したことによる解体撤去

費等が約4,380万円の減額、アスベスト除去工事等に伴う費用が約4,000万円の増額となります。

全体では2,352万9,000円を増額し、契約金額を5億1,082万9,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年11月15日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

以上です。

議長（小林 洋君） 以上で報告第9号、旧一葉亭解体工事（第3期）請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

日程第8 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第8、報告第10号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について及び報告第11号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての2件を一括議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） それでは、報告第10号及び第11号について一括してご説明を申し上げます。

報告第10号につきましては、道路の維持管理に係る物損事故を原因とする損害賠償であります。

令和6年7月2日午前10時頃、町道綱子2号線、みなかみ町綱子190番地1付近を損害賠償相手方が所有する車両が走行中、除雪作業の影響で仮復旧していた水道施設の鉄蓋が跳ね上がり、車両のサイドスカート下部を破損させてしまったもので、損害賠償の額は10万3,285円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月25日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第11号については、町道の管理瑕疵による損害賠償であります。

令和6年10月2日午前10時頃、町道羽場須川線、みなかみ町新巻668番地4の村草会館西側に損害賠償相手が所有する車両を停車する際、グレーチングが跳ね上がり、マフラー部分を破損させてしまったもので、損害賠償の額は16万5,649円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年10月30日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、報告をいたします。

以上です。

議長（小林 洋君） 以上で報告第10号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

及び報告第11号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての2件の説明を終わります。

日程第9 承認第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第9、承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 承認第6号についてご説明を申し上げます。

除草剤の散布が原因とする農作物への損害賠償であります。

令和6年6月25日午後3時頃、町道悪戸矢瀬線で除草剤散布を行っていたところ、想定以上に飛散してしまい、損害賠償相手が所有する圃場にある水稻を枯らしてしまったものであり、損害賠償の額は6万7,500円であります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月18日に専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林 洋君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第6号について質疑はございませんか。

12番石坂武君。

12番（石坂 武君） 報告の10号、11号がちょっと質問できないので、ここで申し上げますけれども、毎回のようには損害賠償の額の専決処分というか、報告があるんですけれども、事故の防止に向けてどんなような方法を取っているか、まずそれをお聞かせください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 本当に毎回議会の冒頭、損害賠償、まして除雪での重大事故はないんですけれども、些少の事故というものがあつて、専決処分で対応させていただいております。やはりこれから現場で作業する職員には、毎回のようにはそれぞれの所管する課長を通じて注意を最大限払うようにという指導、指示はしております。どんな対応しているかにつきましては、所管する地域整備課長より答弁をさせたいと思います。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 石坂議員のご質問に回答させていただきます。

今回除草剤の散布ということで、動噴による散布を行ってまいりました。その中で2名の今職員を臨時で雇わさせていただきました現場で管理しているところなんですけれども、2人で共に作業しているというような状況で、今後片方の者が見ながら、その中できちんと散布場所も考えながらやれというような指示をさせていただいております。このほかに

おいても、草刈り、除草につきましても石が飛んで周りの人にご迷惑をかけるというような状況もありますので、やはりそういった形でスピード重視じゃなくて、安全重視で今後作業しろという指示をしておりますので、大変申し訳ございませんけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第6号の質疑を終結いたします。

これより承認第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。

承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第56号 みなかみ町監査委員の選任について

議 長（小林 洋君） 日程第10、議案第56号、みなかみ町監査委員の選任についてを議題いたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 議案第56号についてご説明を申し上げます。

現在、監査委員であるみなかみ町後閑、澁谷正誼氏の任期が令和6年12月9日に満了となります。

澁谷氏におかれましては、平成20年12月から16年間代表監査委員としてご活躍をいただきました。後任の監査委員であります、みなかみ町上津の高橋道明氏を選任いたしたく提案するものであります。

高橋氏は、人格が高潔で町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有しており、監査委員として適任でありますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4年であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

これより議案第56号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、みなかみ町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、みなかみ町監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第57号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議長（小林 洋君） 日程第11、議案第57号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第57号についてご説明を申し上げます。

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、これらの規定が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例中の懲役及び禁錮を拘禁刑に改めるため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号 みなかみ町官行造林地に関する条例を廃止する条例について

議長(小林 洋君) 日程第12、議案第58号、みなかみ町官行造林地に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第58号についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、昭和18年4月に国と旧古馬牧村の間で交わされた官行造林契約が令和8年3月31日をもって期間満了を迎えることに併せて条例を廃止するものであります。

この官行造林地につきましては、本条例において実質上の所有権は大字真庭、政所、師、後閑、下牧、上牧の関係地区住民にあるとし、官行造林契約の期間満了後には、議会の議決により無償譲渡できることが規定をされております。

しかしながら、官行造林契約の満了時には立木の処分方法について木材を収穫した後に新たに植樹を行うか、収穫を行わず国の持分を買い取るか、いずれかを選択しなければならず、どちらの選択肢を選んでも人的、金銭的にも多大な負担が生じることが明らかで、関係地区住民が対応できる状況ではありません。

先人たちが将来のために行ったものではありまするが、立木価格の下落等に伴い、官行造林地の価値は現状にそぐわないものとなっております。

なお、みなかみ町官行造林地の登記簿上の所有者はみなかみ町であります。また、官行

造林に関する上位法令である公有林野等官行造林法は昭和36年に廃止されております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第58号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

これより議案第58号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、みなかみ町官行造林地に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、みなかみ町官行造林地に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第59号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第13、議案第59号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） それでは、議案第59号についてご説明を申し上げます。

公益を目的とする信託による事務の実施を促進して、活力ある社会を実現することを目的に公益信託制度の見直しが行われました。

また、私立学校の健全な発達に資するために、学校法人の設置や管理運営に関する規定の整備等が行われました。

これらの改正などに併せて関係する税法が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

第34条の7は、公益信託制度の見直しに伴い、所得税の寄附金税額控除の対象を公益信託の信託事務に関連する寄附金に改めるため所得税法が改正されましたので、これに伴

い引用条文の整理を行うものです。

第56条は、私立学校法の一部を改正する法律が公布されたことなどにより、関係する引用条項を改めるものであります。

附則第4条の2は、公益信託への贈与に係る所得税の取扱いについて、公益法人への贈与と同様とすることとされ、これに併せて地方税法に所要の規定整備が行われましたので、それに伴い不要となった条文を削除するものであります。

附則第6条の改正は、地方税法附則第4条の4の改正に併せ条ずれを反映したものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第59号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

これより議案第59号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第60号 みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及びみなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第14、議案第60号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及びみなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第60号についてご説明を申し上げます。

令和6年3月に公布された介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令に伴い、関連する2つの条例の一部を改正するものであります。

初めに、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

国の一部改正省令では、地域包括支援センター職員の配置基準を柔軟化する改正が行われました。町の基準条例もこれと同様の改正を行い、また省令の趣旨に準じて1つのセンターが担当する区域の被保険者数が6,000人以上の場合の職員配置も明記するものです。

なお、省令改正の経過措置により1年間猶予されていることから、この条例改正は令和7年度から施行するものであります。

次に、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

国の一部改正省令では、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が省令第40条の66第1号ロ(2)から同号イに移ったことから、引用箇所の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長(小林 洋君) 町長。

町 長(阿部賢一君) 訂正をさせていただきます。

地域包括支援センター運営協議会の定義規定が省令第40条の66と申し上げてしまいましたが、第140条の66第1号ロ(2)に訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

議 長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第60号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

これより議案第60号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及びみなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、みなかみ町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及びみなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第61号 みなかみ町営赤沢スキー場施設条例を廃止する条例について

議長(小林 洋君) 日程第15、議案第61号、みなかみ町営赤沢スキー場施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第61号についてご説明を申し上げます。

赤沢スキー場は、昭和55年当時の新治村において村民の定住化の促進並びに健康及び福祉の増進を図るため開業いたしました。開業以来43年間、住民をはじめ関東近郊の方々に利用されてきましたが、公の施設として条例設置されていた町営赤沢スキー場については、令和6年3月をもってその営業を終了いたしましたので、町営赤沢スキー場施設条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第61号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、みなかみ町営赤沢スキー場施設条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、みなかみ町営赤沢スキー場施設条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第62号 指定管理者の指定について(湯桧曽公園)

議案第63号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)

議案第64号 指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)

議案第65号 指定管理者の指定について(みなかみ町水紀行館(交流促進センター・活性化センター・水産学習館))

議案第66号 指定管理者の指定について(みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場)

議案第67号 指定管理者の指定について(みなかみ町真沢ファーム交流施設)

議案第68号 指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園(遊神館))

議案第69号 指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)

議長(小林 洋君) 日程第16、議案第62号、指定管理者の指定について(湯桧曽公園)から議案第69号、指定管理者の指定について(みなかみ町武尊青少年旅行村)までの以上8件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第62号から第69号まで一括してご説明を申し上げます。

本年度末に指定管理期間の満了を迎える8施設について、いずれも町の指定管理者制度導入基本方針に規定している公募せず、特定の団体を指定する施設として指定管理者の指定を提案するものであります。

内容につきましては、令和6年11月7日に、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議いただいたところです。

なお、それぞれの施設につきましては、利用者にとっての利便性の維持向上や地域との密着度、効率的、効果的な管理運営が確保されること、また設置当時の様々な経緯等を考慮したほか、設置目的に沿った適正管理の実績等を踏まえ、指定管理者を指定するものです。

今回の8施設につきましては、全て前回と同じ指定管理者となっております。湯桧曽公園、みなかみ町湯桧曽地区足湯、みなかみ町永井宿郷土館、みなかみ町水紀行館(交流促進センター・活性化センター・水産学習館)、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設、湯島オートキャンプ場、みなかみ町真沢ファーム交流施設、みなかみ町農村交流公

園（遊神館）、みなかみ町武尊青少年旅行村です。

なお、真沢ファーム交流施設の指定管理者、株式会社plowerは、前回指定を受けた株式会社VILLAGE INCのみなかみ町における現地法人として設立した法人です。

指定管理期間については、みなかみ町農村交流公園（遊神館）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、その他の施設は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

以上それぞれの候補者を指定管理者として指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

次に、議案第63号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第63号の質疑を終結いたします。

次に、議案第64号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

次に、議案第65号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案第66号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について質疑はございませんか。

6番星野君。

6番（星野宗央君） 遊神館の指定管理料が2,500万円とかかっております。これだんだん減らしていく、500万円ずつ減らしていくという話だったんですけども、減らせなかったらその後もどうするのかなということと。あと維持管理にも大分お金がかかると思いますけれども、それも今後どのようにしていくのか、お聞きいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろやはりほかの指定管理料と比較して、特段目立つ金額になっており

ます。そもそも電気料、ヒートポンプ方式ということで非常に電気がかかる施設になっております。その分が大変大きいのかなというふうに認識をします。先般の全員協議会でも担当からご説明をさせていただきました。指定管理者が経営改善、そして営業に力を入れ、お客様に来てもらい、そして予定している毎年減額できるような経営改善の努力これはしっかりと求めているし、そのつもりで指定管理を受けてくれているというふうに認識をさせていただいております。

そして、星野議員も行ったことがあるかと思うんですが、大変大型な施設であります。やはり地域性であったり、いろいろな福祉関係でも大変寄与している施設というふうに認識をさせていただいております。できる限り経営改善の努力をこれからもしっかりやっていただいて、そういうお示しした指定管理料が年々減額できるような経営を期待しております。

いろいろと課題があろうかと思いますが、ご理解いただいて、決定いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

次に、議案第69号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、指定管理者の指定について（湯桧曽公園）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、指定管理者の指定について（湯桧曽公園）は原案のとおり可決されました。

議長（小林 洋君） これより議案第63号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、指定管理者の指定について（みなかみ町湯桧曽地区足湯）を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曽地区足湯)は原案のとおり可決されました。

議 長(小林 洋君) これより議案第64号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、指定管理者の指定について(みなかみ町永井宿郷土館)は原案のとおり可決されました。

議 長(小林 洋君) これより議案第65号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。

議案第65号、指定管理者の指定について(みなかみ町水紀行館(交流促進センター・活性化センター・水産学習館))を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、指定管理者の指定について(みなかみ町水紀行館(交流促進センター・活性化センター・水産学習館))は原案のとおり可決されました。

議 長(小林 洋君) これより議案第66号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。

議案第66号、指定管理者の指定について（みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、指定管理者の指定について（みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設・湯島オートキャンプ場）は原案のとおり可決されました。

議長（小林 洋君） これより議案第67号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。

議案第67号、指定管理者の指定について（みなかみ町真沢ファーム交流施設）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、指定管理者の指定について（みなかみ町真沢ファーム交流施設）は原案のとおり可決されました。

議長（小林 洋君） これより議案第68号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））は原案のとおり可決されました。

議長（小林 洋君） これより議案第69号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、指定管理者の指定について（みなかみ町武尊青少年旅行村）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第70号 令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について

議案第71号 令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（小林 洋君） 日程第17、議案第70号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について及び議案第71号、令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についての2件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第70号及び第71号について一括してご説明を申し上げます。

議案第70号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億2,996万2,000円とするものです。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費5億805万7,000円の増額は、普通財産管理事業1,118万円、ふるさと納税推進事業1億4,595万3,000円及びふるさと応援基金管理事業3億円が主なものです。

3款民生費、1項社会福祉費4,500万円の増額は、障害福祉サービス事業です。

2項児童福祉費2,700万4,000円の増額は、放課後児童健全育成事業447万3,000円、児童手当支給事業442万5,000円及び保育等施設給付事業1,630万円が主なものです。

4款衛生費、1項保健衛生費831万1,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。

6款農林水産業費、2項林業費130万円の増額は、松くい虫駆除・防除事業です。

7款商工費、2項観光費882万7,000円の増額は、猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業です。

8款土木費、2項道路橋梁費50万円の増額は、道路台帳管理事業です。

5項住宅費1,400万円の増額は、狭あい道路拡幅整備事業です。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、地方交付税7,405万4,000円の増

額は普通交付税です。

国庫支出金3,012万1,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金、子ども・子育て支援交付金及び社会資本整備総合交付金です。

県支出金1,287万1,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金及び子ども・子育て支援交付金が主なものです。

寄附金3億5,000万円の増額は、ふるさと寄附金及び地方創生応援税制寄附金です。

繰入金1億4,595万3,000円の増額は、ふるさと応援基金繰入金です。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第71号についてご説明を申し上げます。

収益的支出は、1款水道事業費用で2,300万円を増額し、総額3億9,900万円とするものです。

内容は動力費1,450万円及び修繕費850万円であります。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第70号から第71号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第70号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について及び議案第71号、令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についての2件の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について及び議案第71号、令和6年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についての2件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩を行います。再開は10時40分です。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時40分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18 一般質問

通告順序1 12番 石坂 武

1. 町長、公約実現への取り組み

2. 観光会館周辺公共施設最適化事業の進捗状況

議長（小林 洋君） 日程第18、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は、3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、12番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 12番石坂武。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

久しぶりの質問になりますのでいささか緊張の中ではありますが、質問をさせていただきます。本日は2問質問を用意させていただきました。なお、質問が多岐に及びます。与えられた時間も50分と限られておりますので、質問に対し簡潔かつ明快な回答をまずお願いしたいと思います。また、回答の内容によっては質問が重複する場合があることと、公約についての質問ですので、同僚議員より既に質問された内容と重なる部分があるかもしれませんが、あらかじめご理解をいただければと思います。

それでは、1問目の質問に入ります。

町長、2022年10月の町長選、激戦を勝ち抜き新町長となってから早いもので任期のちょうど半ば、2年が経過しました。そこで選挙時に4項目にて掲げられた公約を基本として今までの2年をどう取り組み、成果を上げたか、残された課題は何か、今後どう取り組んでいくかを順に伺いたと思いますが、まず、町長、町議の時代より愛郷無限を掲げ、活動を行っていると思います。既にこれについては触れられている部分ではありますけれども、その思いについてまず伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 石坂武議員におかれましては、本当に議長在職ということで、2年ぶりの一般質問ということでもあります。また、答弁に入る前に、私、先ほど質問の中でもお言葉がありました。2022年10月28日、就任いたしました。その後、当時の石坂武議長とは、大変いろいろな機会にいろいろ公務をこなさせていただきました。本当に新米町長を陰ながら支えていただいたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、いろいろな場面で大変激務、当時、前半の17か月ぐらいが副町長がいないということで、本当に1人で切り盛りする職員の幹部職員、そして議員各位にご協力いただきながらお支えいただき、何とか2年折り返しを迎えさせていただきました。先ほど石坂議員からお話がありました愛郷無限、これは私が20年前、初めて議会議員選挙に立候補したときからずっとその気持ちを忘れないで取り組んできたところでもあります。言うまでもなく、生まれ育ったふるさとを愛し、そして、そこで生活を営む町民の皆様方に思いを寄せる、そんな思いで小さな声に耳を傾ける、そして町民に寄り添う姿勢、そして現場主義、現場の方々に耳を傾け意見を聞くという姿勢で今まで取り組んできたところでもあります。それは、これからも変わらない自分の思いであります。よく修己安人、事上磨錬という言葉

葉ありますけれども、おのれも磨きながら人々を案ずる、まだまだその器ではありませんけれども、そういう気持ちを大切に、所信を忘れることなく、これまでも約束した公約を実現のために鋭意努力を積んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

一次答弁ということで、思いを語らせていただきました。ありがとうございました。

議長（小林 洋君） 12番石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） その思いを確認した上で、公約に掲げた内容について順次追って質問させていただきますが、公約に掲げた内容をお聞きする前に、当然公約を実現していくには多額の財源が必要になると思いますので、財政面の考え方からまず伺います。

過日の連合審査会にても質問していますが、そのときは町長の回答でありませんでしたので、あえてこの場で伺います。令和5年度の一般会計当初予算が143億3,000万円で決算額が収入済額ベースで約165億円であり、令和6年度の当初予算額が159億円であり、10月の臨時議会時点の補正により166億円を超える額で推移しています。また、先ほどの提案理由の説明の中で、今回の補正で172億3,000万円にならんとする額になる予定であります。合併当初、予算額100億円を目指し、その後において120億円台で推移をした経緯もありますし、社会情勢の変化等があったとしても、相当の増額と思われます。当時、行財政改革調査会の事務局長の立場で検討した経過があり、その辺、大変気になるところであります。その点について伺います。

議長（小林 洋君） 町長、阿部賢一君。

町長（阿部賢一君） 分かりやすく簡潔明瞭な答弁ということをご心掛けてさせていただきます。

いわゆる石坂武議員も恐らくご承知だと思いますけれども、この確かに平成19年度から平成25年度までは120億円台で編成されていきました。やはりその後からおおむね130億円台ということでもあります。これは増えた部分に関しましては、令和2年度から新型コロナウイルスが蔓延したことによる地方創生臨時交付金を活用した事業が次々と実施されてきました。歳出決算額は毎年150億円を超える規模まで膨れ上がっている状況であります。これはやはり国の政策の影響がほとんどだというふうに認識をさせていただいております。やはりその反面、行財政改革も並行してしっかりと進めていかなければならない喫緊の課題だというふうに認識はしております。

以上です。

議長（小林 洋君） 12番石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 人口も合併時は2万4,000人台であったと思いますけれども、現在は1万7,000人台と、合併後19年間で約7,000人も減っている点からどう捉えるか、また、将来を担う子供たちに負の部分を担当させることが心配ということの中で質問しておりますけれども、その点の考え方を含み伺いたいと思います。

なお、この回答が将来記録として残るということも意識した中で発言を願えればと思います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 令和6年10月に改正した財政計画中期行動計画に今後5年間のスキームを示しており、基本的には計画に基づき予算規模の縮小に努めていきたいと考えていますが、先ほど申し上げましたとおり、国の動向により予算規模が膨らむ可能性はあるというふうと考えております。また、財政調整基金においては積み増しだけでなく、資産運用についても取り入れていきたいと考えているところであります。

また、やはり将来の子供さんに負担をかけないということで、やはり子供たちの負担額及び公債費の軽減を図るため、引き続き地方債の発行抑制を継続していく予定でおります。以上です。

議 長（小林 洋君） 12番石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今の回答ですと、子供たちに負の部分を持たせることはない、ということの理解をまずさせてもらったことでよろしいか。

次に、公約の実現に向けて気になるのが、令和5年度決算意見書にも記載がありますが、収入未済額が5億4,000万円強あり、収納率がたしか85.99%については、今後何らかの改善策が必要ではと思いますが、その点の見解を伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 税込、町税の収入は大変大事な収入だというふうに認識をしております。大きく分けて当該年度に課税する現年度課税分と過去の年度から累積された滞納繰越分に分かれています。今後の改善策ですが、現年度課税分の徴収強化策としては、口座振替の推進、電話催告や啓発活動の強化を通じ、新規滞納者を増やさないための取組などに努め、併せて滞納繰越分の徴収強化対策として、滞納者の個別事情を考慮し、自主納付が習慣化するように働きかけていきながら、滞納額の圧縮に努めていきたいというふうに考えております。

さらに、電子化への対応による納税環境の整備や関係機関と緊密な連携による徴収体制の確立などを通じて安定した収入確保に努めていきたいと思っております。特にやはり一番気になるのが若年層の滞納、その方には例えば金額がまだ10万円とか20万円ぐらいの滞納だとまだ何とかあるということで、その辺の若年層の滞納額の徴収の強化ということは担当課に指示をさせていただいております。

以上です。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 将来を担う子供たちに負の部分を持たせるということはないということでしょうか。その辺の回答をまず。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） やはりそういう思いで運営はしていきたいという風に考えております。しかしながら、やはりいろいろ大規模な例えば学校とかそういう部分については、長く平らにという部分ではご理解を賜りたいというふうに考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） それでは、以上をお聞きした上で公約項目について伺います。

まず、項目の1として観光・商工・農林業の振興として示し、「みなかみ町」の営業マンとして汗をかきます。ダム湖の清流を活用した観光・釣り大会、会議、研修等の誘致を掲げておるとしています。この部分について、半期2年が経過した中でどう進捗したかと、残された部分について現状どうなのかと、今後に向けてどう取り組んでいくかの考え方について伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ダム湖の清流を活用した観光・釣り大会についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で滞っておりましたが、実行委員会を立ち上げる方向で現在検討中であり、その設置管理者である国土交通省利根川ダム管理事務所、そして水資源機構管理責任者の方にも協力をお願いし、協力はしてくれるというお話はいただいておりますので、来年度、具体的に動きができるように鋭意努力をさせていただいております。過日もいろいろ検討する機会がありましたので、お話を申し上げた次第であります。

また、会議、研修会等の誘致についてでありますけれども、先頭に立って汗をかくということで様々な会議の誘致をさせていただいております。まず初めに、最初が関東甲信越青色申告会、これは沼田の事業者さんが会長でありました。関東甲信越の青色申告会ということで約500人ぐらいの会員の方々みなかみ町に来て1泊2日、そこでは挨拶で、温泉につかって体を癒し、明日たくさんお土産を買っていってくださいという挨拶をさせていただきました。また、石坂武議員、議長在任中でありましてけれども、文部科学省の外郭団体のちょっと申し訳ありません、教育国際機構か、正確な名前はちょっと、外郭団体の日中韓子ども童話交流事業ということで、これは水がテーマだということでありましたので、そういう情報をキャッチしました。文部科学省に強い先生をお願いに行って、水なら間違いなく利根川源流のまちみなかみでぜひということをお願いをし、約400名ぐらいでしたか、お客様の誘致をさせていただきました。また、EXE、バスケットのEXEの皆さんと太田市とのバスケ交流、それをきっかけに太田市の清水市長のところに、そのときも当時、石坂議長と一緒にいただいたかと思います。ぜひみなかみにということで太田市の敬老会の方を約500名、みなかみ町に来ていただいております。

そのほか、伊奈町のバスツアーの受入れだったり、やはり利根川流域交流会等々においてたくさんの方々がみなかみに来ていただいているというのがまずは実績であり、これからは先頭に立って汗をかいて、みなかみ町のPRと誘客に努めていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願いを申し上げたいと思います。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、インバウンドの推進、農林業の振興による雇用の創出、地産地消・みなかみ町の魅力をブランド化、資材高騰で苦境に直面している農家を支援するとしています。同じく、

どう進捗したか、残された部分についての現状と今後の取組について伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） インバウンドの推進についてですが、令和5年度に観光協会と協同してインバウンドの戦略を策定いたしました。回復するインバウンド需要を想定し、戦略を基に進めさせていただいております。先般、先ほど冒頭の挨拶で申し上げさせていただきました。台南市へ行って、しっかり職員と共にみなかみ町の営業をしてきたところであります。今後ともいろいろと機会がありましたら、そういう形でしっかりとPR、営業をさせていただきたいというふうに考えております。

また、農林業の振興による雇用の創出については、新規就農の面から雇用の創出を考えますと、令和4年、5年と相続等を除くと3名おりまして、そのうち2名が移住者でありました。その3名については、まだまだ耕地面積も少なく、雇用就農の方もいますけれども、雇用の創出の面では成果はまだ少ないですけれども、今後さらに充実を図るように取り組んでいきたいというふうに考えております。

地産地消の取組については、学校給食を取りかかりとして推進をしております。現在、地産地消率の向上に役立てるため、加工施設の設置を地産地消推進協議会において検討をいただいているところであります。みなかみ町のブランド化する方法の一つとして、ファンクラブ構想を立ち上げました。昨年度末にLINE公式アカウントを構築し、友好都市交流や観光イベントなどでキャンペーンを行い、登録者を募っているところであります。今後、登録者に向けて町の情報発信をさらに推進していきたいというふうに考えています。

資材高騰に直面する農家を支援する取組については、令和4年度に限り、燃油高騰対策補助金において施設園芸農家に対して灯油及び重油の高騰分の差額の2分の1を補助いたしました。そして、有機農業を推進することにより、高騰化している化学肥料の使用を抑えることで、間接的ではありますが、対策の一助になっていければと考えております。そしてまた、直接ではありませんけれども、機械の更新、買換え等にも補助をしている実績がございます。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、項目の2、子育て支援、高齢者・障がい者福祉の充実についてです。

まず、子どもを産み育てるなら「みなかみ町」。次世代を担う子供たちの心身ともに健やかな成長を支援する。また、子育て世帯の経済的負担の軽減、3歳児誕生日までおむつ代の補助、また給食費の無償化を目指しますとしていますが、同じこの部分の進捗部分、残された部分、課題、今後に向けての取組について伺います。

なお、給食費については、国・県の動向により完全無償化も当然するというものでよいのか、併せて伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 子育て世帯の経済的負担の軽減として子育て家庭等住宅整備補助金、これはご存じの100万円の事業であります。そして、おむつ代補助の代替ということで、誕生

日祝金の創設を行いました。子供たちの健やかな成長の支援としては、県内でいち早く子供の居場所、piece of cake の開設や県内の自治体に先駆けこども家庭センター「すくすく」を設置しているところであります。また、こども家庭センターには、公認心理師を週3日雇用し、相談業務の強化を図っております。今後の取組としては、新年度に向けて新たな子育て支援策を検討中であります。おむつ代ということであつたんですけれども、やはりおむつのメーカーとかサイズとかでいろいろやはり難しいということで、1歳、2歳の誕生日に地域電子通貨3万円分をお祝金として給付しております。

以上です。ここについては以上です。すみません、続けてそうすれば。

給食費の無償化を目指す、まさに目指している途中だというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。令和5年度からですから6年度までの2年間、第3子以降の無償化を実施してきました。令和5年度は小・中、こども園、合計で約420万円の無償化を行ってしましたが、令和7年度につきましては、来年度、第3子以降の無償化の条件を撤廃し、第3子以降の全ての児童・生徒・園児を無償化の対象にしたいというふうに考えております。これにより無償化額は、約、概算、おおよそであります、1,100万円程度というふうに見込ませていただいております。

先ほど石坂議員から完全無償化のお話がありました。これはやはり本来給食も食育も教育の一環だということのであれば、国・県なりが自治体間の競争をさせるのではなく、取り組むべき事業だというふうに認識をさせていただいております。先般、群馬県知事との意見交換会がありました。その部分について、県はどうなんだという、県下全域を無償化したらどうなんだという質問をさせていただきました。やはり群馬県知事も、これは政府でやるべきことなんで、その動向を注視したいと、それは私自身も同じ考えでおります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、ふるさとを支えてくれた高齢者の皆さんが笑顔で安心して暮らせる福祉の充実。そして、医療・介護の人材確保に努めますとじていますが、同じ内容についてのお答えと併せて、「ぴっころ」の整備を進めますということも記載しているわけですが、同じ内容について回答を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 医療・介護の人材確保についてであります。町で介護福祉士養成講座費用の助成を行っております。実績としては、令和4年度には17件の支給実績があり、ここ数年間の申請件数は年平均5から6件程度で推移しているところであります。また、共同による説明会等も実施をさせていただいております。やはり人材不足というものは非常に重要な課題だというふうに考えております。

ぴっころの整備についてであります。現在、社会福祉協議会が運営を行っており、他の障害福祉サービス事業所との兼ね合いや経費的な問題もあり、協議が進んでいない状況となっているのが現実であります。また、現道のぴっころに入る道路については、狭あい道路事業で道路の拡幅整備を予定しております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、項目の3、住民参加による地域づくり、町民目線の行財政改革について。

また、町長報酬20%削減します。都市計画道路を完成します。町民の日常を守る災害に強いまちづくり、交通弱者対策、シニアカー購入補助、また、高齢者世帯の福祉除雪体制の整備、除雪時の安全対策としていますが、この辺についても同じ内容での回答を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 初めに、住民参加による地域づくり、町民目線の行財政改革についてですが、何よりもやはり町の主役は町民の皆さん方であります。そういう方々に思いを寄せる中で、いろいろと事業に取り組んできたところであります。現場主義との思いから幾つかの施策をご提案させていただきました。行財政改革につきましては、今日、条例廃止お世話になりました。赤沢スキー場の廃止、そしてやはり内々で行財政改革を考えたときに、公用車の台数の削減、これも現在7台削減がされているというふうに報告を受けております。そして、町長報酬20%についてですが、行財政運営において山積する課題に対し町長として覚悟を示させていただいたところであります。そして、都市計画道路真政悪戸線においては、令和4年度繰越しとして予備設計1,120メートルを行い、令和5年度繰越しとして詳細設計310メートルと一部用地買収、物件移転補償、大沢田川付替工事の一部80メートルを現在施工中であります。令和6年度は、本線用地買収及び物件移転補償を進め、令和7年度においては、大沢田川付替工事の残りの施工を予定しております。この大沢田川付替工事が完了しないと本線工事に着手できないため、令和8年度以降に本線の工事着手に向け用地買収等を進めていきたいというふうに考えております。

その項目の中の順次続けていいですか。すみません。

災害に強いまちづくりについては、令和5年4月に防災マップを作成し全戸に配布し、自助、共助、公助の連携強化を進めてまいりました。また、治山砂防工事等のインフラ、安心・安全なまちづくりにも積極的に要望活動をしていきたいと思っております。

それで、交通弱者対策については、令和5年度から新たにおでかけタクシー事業として行っており、令和5年度利用件数は、高齢者127件、障害者4件、高齢兼障害者9件の計140件となっているのが実績であります。

シニアカー購入補助事業につきましては、町内の地形的な面や道路事情などの課題もあり、これらも現在検討中というふうになっております。

そして、高齢者世帯の福祉として除雪体制の整備、除雪時の安全対策については、住宅等の雪下ろし等の転落防止を未然に防ぐことを目的とし、令和4年12月15日から雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金交付事業を開始し、実績としましては、令和5年度が5件、令和6年度につきましては2件の申請がありました。引き続き、町民の皆様方にご利用いただけるように広報等で周知していきたいというふうに考えております。これにつき

ましては、私も藤原地区の除雪シーズンには2回ぐらい現場確認をさせていただいております。また、昨年度は除雪車庫の整備と除雪車にサイドカメラを装備し、出動時の安全対策を強化してまいりました。今年度も12月中旬までに除雪体制を整えて取り組んでいきたいと思ひますし、先般、水上支所での除雪会議にも出席をさせていただき、町民皆様方のご意見を賜ったところであります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 先ほど町長も触れておりましたけれども、私自身2年間、議長という立場で町長と接する時間、機会が大変多くありました。率直に言うと、議長もそうですけれども、さらに町長は大変な激務であると実感しております。また、副町長を迎えた中、報酬の逆転現象が現実に起こっているのではと推察します。町のさらなる充実、発展に向けトップランナーとして頑張ってもらふ意味でも、報酬を元に戻す時期に来ているのではないかなと思っております。この部分は、私の個人的な感想、私見ということで捉えていただければと思ひますが、この点、何かあれば発言願ひますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 冒頭お礼を申し上げたとおり、本当に当時の石坂議長も大変激務だったと思ひます。そしてまた、いろいろ体調を崩したときも、移動中に体調をちょっと崩したときもあって本当に迷惑、ご心配をおかけしました。ご提案いただきありがとうございます。また、自分自身が議員であった時代、石坂武議員も議員、一緒だったと思ひますが、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てるため、議員報酬を令和2年7月から9か月間、10%削減したことがあり、このような経緯などから、当時、皆さんと一緒に、同一選挙だった、まだ当時5類にはなっていない、そういう状況の中でしたので20%削減を2年間実施してまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症は5類へと移行し、経済活動につきましても、コロナ前のようなにぎわいを取り戻しつつあると感じております。町の財政にも僅かながら貢献できたと自分なりに一定の覚悟を示すことができたと感じております。

一方で、報酬削減による町財政への直接的な影響は限定的であり、持続可能な行政運営のためには、構造的な歳出削減や税収の拡大といった根本的な取組の必要があると認識しております。これからも町の充実・発展のため、引き続き20年前になりますか、初心を忘れることなく、町民の日常を守るために鋭意、粉骨砕身頑張っていきたいというふうを考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 残された時間から逆算すると質問が全て終わるかちょっと疑問なんで、ここからちょっとスピード感を増してまた質問をしますので、それに伴って回答を願ひればと思ひます。

次に、項目の4、人口減対策として、起業・企業誘致・雇用創出で若者の流出を抑え、転職なき移住の推進。

県外新幹線通勤定期代の充実、官民協働による上毛高原駅周辺の開発としていますが、その辺について簡潔に回答をお願いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 起業支援については、令和4年度から現在まで8件の補助金を交付しました。

企業誘致数につきましては、令和4年度から現在3件となっております。いろいろな形でみなかみ町特定地域づくり事業協同組合「み組」とか、そういう形で現在6名の方を雇用させていただいているというふうに伺っております。

また、転職なき移住の推進、そして先ほど石坂議員からもお話ししました新幹線通勤定期代の補助、この制度につきましては拡充を来年度に向けて検討をさせていただいております。

また、上毛高原駅周辺の開発についてであります。地元住民の有志を中心に積極的な議論が進められているというふうに伺っております。その部分については一朝一夕で当然なせることではありません。やはり民間の皆様方、地元の皆様方とさまざまな意見を交わす中で、よりよい方向に進めるべく役場も一生懸命頑張っているところであります。今後、やはり石破内閣が新しい地方経済・生活環境創生本部において産官学金労言の枠組みで地域振興が提言されており、町としてもいろいろな形で地元住民の皆様方と意見を伺いながら、協働の立場でこれからも取り組んでいきたい、前へ進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） これからの質問については、町長も触れておる部分があるんですけども、ただいま4つの項目によって質問させていただきました。4つの項目のどこに位置づけられるか別として、三菱地所、日本自然保護協会との取組、カメラ財団との取組、笹川財団との取組、各自治体との防災協定の取組、太田市との連携等々、実績が挙げられると思いますが、町長の思いとしてこれだけは言っておきたいということがあれば、この機会にぜひ発言を願えればと思います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） これだけは言っておきたいことを簡潔にというので、なかなかあれなんですけれども、三菱地所と日本自然保護協会との取組というのは、これはいろいろほかの自治体からも大変注目をされております。これはネイチャーポジティブ宣言も今年の6月14日に宣言をさせていただきました。いろいろとスタートで、まだ実質1年半でありますけれども、様々な課題や現状を見てきており、少しずつではあります。着実に成果が出ていくというふうに考えております。引き続き、ネイチャーポジティブなまちづくりを一層推進していきたいと考えておりますので、議員各位にもご協力をお願いを申し上げたいと思います。

また、日本カメラ財団に関しては、本年3月21日に地域活性化に関する連携協定書を調印させていただき、現在、具体的な取組内容について検討しております。進捗としては、たくみの里内に恒久的なカメラ財団による体験型の活性化施設を設置する方向で話を進めており、古民家の利活用を中心に設置場所を選定しているところであります。

笹川財団ということでしたが、B & G財団ということでご理解をさせていただきます。つきましては、防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業に県内では初めて選定され、協定を締結いたしました。事業の一環としてはあるんですけども、改善センターの脇にいろいろな施設、そしてショベルカー、ダンプ等を設置していただいております。令和4年から6年度までの3年間で総額5,400万円の支援を受け、防災対策の強化を図ったところであります。先般、東京へ出張のときに時間が空いたので、B & G財団に挨拶に伺い、このことに関してみなかみ町長としてお礼を申し述べさせていただいてきました。東京出張でも時間が空いているときには、積極的に寄れるところに寄って顔を出しております。

各自治体との防災協定の取組については、利根沼田地区の自治体や取手市、中野区に加え、私が町長就任後は邑楽郡の明和町そして千代田町と災害時における相互応援協定を締結し、現在8市区町村と協定を結んでいるところであります。

ちょっといいですか、ちょっとだけいいですか。利根川流域でも来年2月に源流の町として流域の東京都の幾つかの特別区といろいろな形で協定を結び、そこからまた交流を深めてもらえるようなことも考えております。よろしくまたご理解とご協力を賜ればというふうに考えております。

太田市との連携につきましては、前段申し上げたんで、それは石坂武議員も承知のことですので、割愛をさせていただきます。ただ、また市長とも多分お会いする機会がありますので、ぜひこの事業を継続してくださいということは申し上げたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 町長と語る会の開催については、阿部町長になってから積極的に開催されて、大変ありがたいことだと私たちは感じております。過去に開催された町長と語る会において、投げかけられた大穴以北の都市計画税が廃止され、結果としてそれが波及して、現在、水上地区全ての都市計画税が課税されなくなったという実績があったり、あるいは後閑駅無人化の解消についても、当時、私自身仲間と駅前でのチラシ配りから始まって各種活動を展開した結果、当初の要望内容とは違ったものの前進があったと、そういう経過があります。簡単にお聞きします。そういった実績もある、この町長と語る会が今後も積極的に開催していくのか、また、このことによって成果があったとすれば、一、二、触れてもらえればと、簡潔にお願いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ありがとうございます。

これは、小さな声に耳を傾ける対話の町政ということの一環として、町長と語る会の企画をさせていただきました。最初の1回目が石坂武議員の地元の小日向区だということは大変印象に残っております。そのときは大変お世話になり、ありがとうございました。

その中で、やはりベンチの設置だったり、たくみの里周辺でやったときには農耕車優先の看板を立ててくれとか、車両が入ってくるのは狭いんだから進入禁止の看板を立ててくれと、すぐ対応をさせていただきました。まさに、すぐやる課という課がどこかにあったかと思えますけれども、すぐやらせていただきました。

また、いろいろこういう形で町長と語る会ということでそれぞれの地域に出かけると、やはり非常にいろいろな様々な意見を賜ります。やはり非常にそういう胸襟を開いた中でお互いの思いの丈を語られる、大変貴重な時間だという風に考えております。ただ、やはり言われたくないことだったり、今、重箱をつつくようなことを言う方もおりますけれども、それもやっぱりしっかりと自分の胸に刻み込んで、そういう厳しい意見も今後の町政のどこかに反映できる、そして推進策の一助になる貴重な意見だということで賜っております。

以上です。すみません、今後も体と日程、それと状況がそれぞれ許す限り続けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） これまでる町長就任後2年についてと、今後の2年について伺いました。

当然社会情勢の変化や数々の予期せぬ課題の発生等があり、なかなか予定どおりにいかない部分もあると思います。その点について私も理解をしているつもりでおります。ぜひ体調管理に十分留意され、行政トップとしてのかじ取り役としての活躍を期待するとともに、時には我々議員として是々非々の立場からかんかんがくがく場面もあるということを申し述べ、1問目の質問を終わります。

2問目、時間があまりないんで、はしょってまとめでの質問になるかもしれませんが、でも、次、2問目として、冒頭、私自身、町議となった当初よりこれを訴え続けているんですけれども、観光会館周辺公共施設最適化事業、これについては既に2020年3月定例のときに一般質問をし、関連して2022年6月にも一般質問をし、当時の首長、実施すると明確な回答は得ていると理解していますけれども、その辺についてまずどうでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 当時のお話だと思っておりますが、当然、石坂武議員も地元ということでご承知だと思いますが、あの場所があの状況でいいとは思っておりませんし、やはり湯原地区公共施設等最適化計画を策定しております。町の予算も年々膨らんで経常的な経費も確保しつつ、計画された主要な事業を優先順位をつけて順次着手していきたいというふうに考えております。自分自身の認識としては、小学校、月夜野地区の統合小学校の次がやはり今ご提案、ご指摘いただいた観光会館、あの周辺の整備だというふうに考えております。

決してあそこの国の重要文化財の戸部家住宅があそこでいいのか、そして老朽化した社会体育館、そしてあれだけの大型施設の観光会館、あのままでいいのかという思いは皆さんの共通な認識だというふうに思っておりますので、順次それは進めていかなければならない事業だと思います。将来の責任というものもそういう部分にも含まれるんだというふうに認識をさせていただいております。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） この事業は、町自ら令和元年度の当初予算の概要版に載せるほどの重要事業の1つということで、町も捉えていると思います。当時、既に検討委員会を組織してワーキンググループを組織して取り組むという回答をいただいております。既にその回答から4年9か月が経過したわけですが、依然として前進が見えません。それについては、先ほど町長の回答に含まれておりますので回答は求めませんけれども、状況のみを理解していただければと思います。

先ほども申し上げましたし、町長の回答もありました。学校統合事業が終盤を向かえているということの中で、次は月夜野地区、新治地区においても大変参考になる事業ということで捉えていただけるということを理解させてもらって、次に、ちょっと飛ばさせていただいて、観光会館のその周辺の部分について、例えば土木水上事業所等も公共施設等に取り入れることができれば、その水紀行館周辺利用に向けても大いに有効活用が期待できるかなと思うわけですが、その辺、もう2問ほどあるんで簡潔に回答をお願いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 群馬県土木部沼田土木事務所水上事業所についてですけれども、これはやはりそのときに県と協議をすることになるかと思います。ただ、それをきっかけに一番危惧しているのは撤退されてしまうことですよね。ですから、その辺は慎重に丁寧に県と調整をすることが必要だと思います。やはり水上地区には除雪とかいろいろありますので、あそこに出張所、事業所があるということは、本当にみなかみ町にとっても、水上地区の町民の皆様方にも大変有益な施設だというふうに認識しておりますので、丁寧に進めていくべきものというふうに認識をさせていただいております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 湯原温泉街町営駐車場の料金体系が現状課題となっている状況にあると思います。連休等においても利用実態には悲惨な現状があります。また、町長と夜間確認したときは、たしか金曜日だったと思うんですが、駐車0台という状況でありました。今後、観光会館周辺公共施設最適化事業の展開を見据えた中、上毛高原駅前駐車場あるいは後閑駅前駐車場と同一の2時間無料だとか、24時間最大料金3,000円を上毛高原駅前駐車場料金と同一にするとか、そういった部分の回答も求めたいと思いますし、今期定例会において条例改正がされるのかなと期待しておりましたが、それがなく残念です。もう既に改正の時期が来ていると思いますけれども、その点についての見解を伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 様々なご意見があるというのは承知をしております。様々な団体から、湯原地区の様々な団体から要望を受けて設置をした施設であります。今後は、指定管理者の公募を行い、効果的かつ効率的な管理を進めていくとともに、石坂武議員のご質問にありましたとおり、いろいろな意見を聞く中でよりよい利用しやすくなるように取り組んでいくことと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

議 長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 時間があれば1問目の公約の部分に戻って、獣害処理施設の部分も確認、回答したいと思ったんですけども、これについては次回に回すこととして、いろいろと1問、2問と質問をさせていただきましたが、観光会館周辺公共施設最適化事業については、主要事業の1つとして取り上げている以上、いつまでもそのままにしておくことがあってはならないと思っております。完成後は、経費の削減にもつながる事業でもあり、月夜野地区、新治地区へのモデル事業としても期待される事業でもありますので、ぜひ早急なる対応を強く求めて質問を閉じさせていただきます。

以上です。

議 長（小林 洋君） これにて、12番石坂武君の質問を終わります。

お諮りいたします。

このまま継続し、12時を過ぎますが、このまま続けたいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

議 長（小林 洋君） では、暫時休憩し、開始を13時といたします。

（午前11時30分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議 長（小林 洋君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

通告順序2 7番 鈴木 美 香 1. アピアランスケア事業の周知と柔軟な対応を
2. 耕作放棄地解消に向けた取り組み

議 長（小林 洋君） 7番鈴木美香君の質問を許可いたします。

鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 7番鈴木美香。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、通告書にあるように、町民福祉と耕作放棄地に関する2つの質問となります。

質問の前に、私ごとではございますが、現在歯科治療中でして、非常にしゃべりづらく、聞き取りづらい言葉があるかもしれません。申し訳ございませんが、ご理解いただけたら幸いです。自分が仮歯となったことで、高齢者の方が入れ歯でご苦労されていること、食後に思わずお茶で口をゆすぎたくなることが分かりました。実体験して初めて分かることとしての経験と併せて、また今後、自分、家族、友人の身に起こり得る事故や病気や日々の多くのニュースを見聞きし、被害者を自分事として考えた中で、福祉の観点から行政に寄り添ってもらいたい分野として1つ目の質問をさせていただきます。

アピアランスケア事業の周知と柔軟な対応ということですが、みなかみ町では、昨年度より、このがん患者アピアランスケア支援事業が始まりました。大変うれしく、また期待を込めてこの事業に注目させていただいております。改めてこの事業の内容をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 鈴木美香議員の質問に答弁させていただきます。

始めた事業で、これも町民に寄り添う姿勢の一環という中で始めさせていただきました。この事業は、令和5年4月1日より、町の単独事業として開始をしたところであります。がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えるがん患者さんの心理的及び経済的な負担の軽減を図るため、医療用ウィッグ、いわゆる分かりやすく言いますと、かつらというふうに理解をしていただければいいんだと思いますが、そういう補整具の購入費用の一部を助成するものであります。

助成額は、ウィッグは3万円を上限として、補整具等は1万円を上限に、どちらも1人1回のみとなっているのが現状であります。

状況については以上であります。

議長（小林 洋君） 鈴木美香君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 先ほども申しましたが、大変大事な事業だと思っております。

現在、ホームページ以外で、町民の皆様にはどのような周知をしておりますでしょうか、伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 周知の方法ということで、質問を理解させていただきます。

町の広報や群馬県のホームページに外部リンクが貼られ、そこから町のホームページに移動できるようになっています。また該当病院等には、機会に触れ説明しております。

なお、利用者の多くは、やはり治療の際に病院より制度を紹介されて、直接申請にいらっしゃる方が多いと聞いております。いわゆる窓口に申請するような形、またそのときは、いろいろと説明を親切丁寧にさせていただいておりますし、これからもそういう姿勢で窓口相談を受けたり、対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小林 洋君） 鈴木美香君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 令和5年度予算で6万、決算では9万、令和6年度予算では10万となっています。その実績はどのようになっていますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） はい、実績です。

令和5年度は、3件で9万円で、全てが医療用のウィッグです。令和6年度11月25日現在で5件、15万円で、こちらも全てが医療用ウィッグというふうに伺っております。以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） しっかり予算を確保し、増額していただいている背景には、この事業の周知が届き始めているとも考えられます。

そこで、本題ですが、先ほど事業の内容でご説明いただいたとおり、アピアランスケアというのは、日本人の2人に1人ががんに罹患する現代において、治療による副作用症状が出る中で、外見に現れる身体症状を起因とする患者の苦痛度を緩和するケアのことで、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて行うケアとされております。今回は、このうちの整容的支援と心理的支援の一部について伺いいたします。

整容的支援とは、つまり見た目の治療ですが、支援が必要な病気や身体欠損は、がん患者のみならず、ほかの病気や事故等、数多くあります。例えば、女性が妊娠・出産を経ていく中で、ホルモンの影響により髪が抜けることがございます。症例としても、分娩後脱毛症、いわゆる女性型脱毛症というものです。また、けが等で指をなくされた方は少なくありません。私も仕事上レジを打つことがあります、お客様の中には中指や小指をなくされた方がいるの多く目にしております。

また、生まれながらの障害で、5,000人から6,000人に1人の発症率で、小耳症というものがございます。耳が小さい、またはない障害を持って生まれてくる先天性のものです。聴覚が弱い、またはない方が多いですが、片耳が聞こえていれば障害者認定はされません。現に、耳介がないことで、めがねやマスクがかけられない方がいるのです。

そのような方がいる中、先ほどの事業内容の補整具というところに、エピテーゼというものがございまして、上限1万円というものがございます。その2つの区分の中でエピテーゼというものがあるんですが、先ほどの小耳症の方、耳が小さい、もしくはない障害を持った方に、耳の形成ができるようなものなんです。

こちら、資料としては写真になりますが、体の部位を本物そっくりに作り上げるものです。

こちら、人権や福祉の観点から申しますと、アピアランスケア事業ががん患者のみに限定され、ここに線引きをする明確な理由が見当たらないのですが、そのところをどのようにお考えでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） るる、見させていただき、私も承知しております。やはり目なんかもありますよね。

どのように捉えるか。確かにほかの病気や事故でも、外見に影響を受けるケースは存在をしております。しかし、がん治療においては、特に化学療法や放射線療法により、脱毛や皮膚の変化などが顕著であり、これが患者の心理状態や社会生活に与える影響が大きいとされております。また、がん治療の副作用に対するアピアランスケアの有効性が、多くの研究で証明されており、国をはじめ、群馬県もこの事業を推進していることから、がん治療を対象としております。

そういうことで、国も県もこれを推奨しているからということで、そこで線引きをさせていただいていると考えていただいて結構だと思います。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） エピテーゼを必要とされる方は、先天的・後天的問わず、身体の容姿に悩み、常に社会生活に対し、少なからず抵抗を感じる状況にあります。そこに寄り添い、安心して社会生活を営んでいただくのが公的な福祉支援と言えるのではないのでしょうか。それは、国が、県がという前に、まず、みなかみ町として示していただきたいのです。

人の人生は、いつ何が起こるか分かりません。先日も馬の餌やり体験をしていた4歳の女の子が中指をかみ切られ、重傷を負ったというニュースがありました。また、交通事故や仕事上の事故で、人命優先の医療処置により、社会復帰を拒ませるほどの形容となった体で、一生悩み続けることに成りかねない方も実際には多くいらっしゃいます。

外見の改善は、自己肯定感の向上や社会復帰、人間関係の構築など、メリットが多いので、エピテーゼを新しい選択肢として取り入れられるよう、町もがん患者のみならず支援するのが町民福祉なのではないのでしょうか。お願いします。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 鈴木議員のおっしゃるとおりかというふうに考えております。がん患者さん以外の方でも、先天性はもちろん、事故等で失った場合に補完や補助することで、精神的なストレスの軽減が自己肯定感の向上にやはりつながる、寄与するものだというふうに考えております。これからも、いろいろな形で町民福祉の向上に努めていきたいというふうに考えております。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 実は、先月、実際にエピテーゼを手にする機会がございました。私は胸の再建や指ぐらいかなと思っていたんですけども、そこで耳や鼻、眼球など、体のパーツの全てのパーツが本物そっくりに製作できることを知りました。いわゆる硬いプラスチック製の義肢等の機能補填だけではなく、肌色はもちろん、肌から透けて見える血管やほくろ、部位によって筋肉の硬さに合わせた触った感触まで、弾力のある本物に近いものでした。

また、短い指、短指症や、先ほどの小耳症の方、事故等で体の一部を失った方が、エピテーゼを知り、出会い、共に生きていく決心をした方が書いたメッセージを読ませていただきました。エピテーゼを装着し、自分の体の一部として自然体で振る舞えることに、自分を取り戻せた、長年の悩みがなくなったなどと、感謝と喜びの声がノートいっぱい

かれておりました。ネットでも、装着したまま温泉に入れることは、女性のみならず、男性でも涙ぐむほどうれしかったと、友人との旅行を楽しめる喜びにあふれている感想が多くあります。

エピテーゼのメリットは、外科的手術が要らないため、身体への負担が少ないことも、体の一部の切断を経験した方にとっては、精神的苦痛の追い打ちがかからず、希望される方が多くいます。また、先ほどの耳の形成などにより、補聴器がつけられるようにもなります。手術では不可能なことも、エピテーゼなら可能なことがございます。また、精神面のサポートを通じて、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質の向上に貢献でき、それを含むアピアランスケアは、誰でも必要とする可能性のある事業であることは間違いありません。

しかし、エピテーゼなどは保険適用されないため、経済的負担が大きく、諦める方が多いのが現実です。現在、みなかみ町においては、がん患者への補助額の上限、エピテーゼは1万円となっています。これらを実際にかかった費用に見合った補助割合、1割でもいいんです、0.5%でもいいんです。補助割合とし、また体の変化や装具の劣化による作り直しなど、その都度審議し、再助成を可能としていただくことこそ、真に町民に寄り添う行政の在り方ではないでしょうか。

障害者として認定されない症例もあることを踏まえ、ぜひ申請対象者のがん患者限定という要件の緩和と、実態に見合った補助割合にしていきたいと思います。希望する方に寄り添う施策にさせていただくのが、町長の目指す町民の幸せにつながる行政となるのではないのでしょうか。町長、お願いします。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 鈴木美香議員から、るる、つけた人が人生観が変わって、いろいろ友達と旅行に行けたり、社会に出たりと、いろいろな事例も紹介をしていただきました。

現在、町が実施しているアピアランスケア支援事業、先ほどるるご説明、答弁させていただきました。がん治療に限定した助成事業であります。適用範囲の拡大や助成額の変更については、要綱の変更やニーズ、予算も影響してきますので、その辺を精査、検討していきたいというふうに考えております。

やはり、今後ほかの福祉施策とのバランスや、また患者さんのニーズを踏まえながら、支援拡充については、これはやはり必要な困っている人、そういう方々が普通に日常を送れるためには必要な事業だというふうに認識をさせていただいておりますので、前向きに検討、指示をしたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7 番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） みなかみ町は、福祉事業の中で、障害者計画や障害福祉計画の策定を重ねながら、安心して住み続けられるまちづくりをしてまいりました。町はその基本理念として、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会の実現に向け取り組むとしています。この事業を含め、町民に寄り添うまち、悩んでいる方に必要な情報が届くまち、

生涯安心して暮らし続けられるまちであってほしいと期待いたします。

次の質問に移ります。

耕作放棄地についてになります。

先月の産業観光生活環境常任委員会で、議事日程のその他というところでのご報告を受け、深掘りしたく、質問をさせていただきます。

令和5年4月に、農林水産省農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、人・農地プランが地域計画として法定化されました。その工程表によると、自治体による地域計画の策定公告が、令和7年3月末となっております。11月15日、農水省のホームページが更新され、一層の取組への推進が促されております。

改正基盤法によると、市町村として必ずやらなければならない4つのステップというものが、1つ目に、協議の場の設置及び実施すること、次に、今年12月末までに目標地図を作成すること、3つ目として、地域計画の案を作成し、4つ目に、来年3月までに地域計画の策定を行うこととされております。そこでまず、この計画の目的と我が町の進捗状況をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 耕作放棄地、これはもう喫緊。全体的にどこの自治体も、中山間地域や本当にこれ深刻な課題だというふうに認識しております。町の進捗状況ということで、答弁をさせていただきます。

地域計画の目的は、地域で話し合いを基に、農業の将来の在り方を示した計画と、10年後にどの担い手が耕作するかを示した目標地図を併せて作成することで、農地利用の明確化を図ることとなっております。

現在の進捗状況は、計画策定に向けて、地域の担い手である認定農業者の皆さんを中心に協議を行いました。現在、その結果を地図上にまとめる作業を進めているところであります。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 認定農業者、田畑を持つ関係者が集まった貴重な協議の場を設置したということですが、そのときに、来年4月から、原則として農地の貸借りが農地中間管理機構、いわゆる農地バンク経由一本化になることや、固定資産税の特例として、所有する農地全てを農地バンクに貸し付けた場合は、2分の1に軽減されることなどはお伝えされておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 農地中間管理機構、実は自分自身も農地を所有しておりますので、登録をさせていただきます。協議の場に、もちろん農地中間管理機構である群馬県の窓口の事務方、農業公社という組織も説明者と参加をしており、資料及び口頭での説明を丁寧にしているというふうに伺っております。

以上です。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7 番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 協議の場に参加されていない方もいる中で、とても大事なことなので、繰り返し情報を周知していただけたらと思います。

先月の産観の常任委員会において、実際この計画が地図に落とされ、可視化されているのを見させていただきました。まさに、地域集落が抱える人・農地の問題を解決するための未来の設計図のための素材だと思います。町の主産業の一つでもある農業の設計図をどのように捉え、どのような未来図を描いているか伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 農業、農なくば国滅ぶということわざがあるように、本当に国家の基本だというふうに考えております。いろいろ課題がありますし、やはり担い手不足といい、様々ないろいろな課題が山積をしております。この地域計画で作成された目標地図を通して、地域の農業の未来の様子を見ることができるようになるかなというふうに感じております。地域の話合いの場などを設け、地域の農業が持続していけるよう協議を進め、また議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7 番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 農地の明確化ということで、実際に見させていただいた地図ですが、大変分かりやすく、その分課題も見えてまいりました。

みなかみ町は、今年度の農業委員会の資料によると、田んぼが639ヘクタール、畑が992ヘクタール、合計約1,630ヘクタールの耕地面積がありますが、遊休農地が増加傾向です。遊休農地とは、農地法で定義された法令用語ですが、農水省が5年に一度実施する林業センサスで定義する統計上の用語である、いわゆる耕作放棄地と同様に使われているようです。要するに、過去1年以上作付しておらず、今後数年の間、再度作付する考えのない土地のことですが、さらに耕作が不可能な荒廃農地も増え続けていることは、地域にとって致命的ではないでしょうか。今後、休耕地の農業再開を促さなければ、地域の食料自給率の低下や、農業を軸に根ざした人口の定着は見込めないと考えます。

とはいえ、この耕作放棄地の増加の原因が、高齢化や人口減少による後継者不足が大きく占めるのだとすれば、これら担い手不足の打開策が必要です。町としてどのような対策を打ち出しているのか伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 鈴木美香議員の質問にお答えします。

本当に自分も胸が痛む質問で、農家の長男に生まれて、農地も相続をさせていただき、家庭菜園程度と言いながら、それもなかなか管理できない状況であります。基盤整備した水田は、おかげさまで大型機械化で法人化した組合の方に耕作していただいております、それ以外はやはり管理しなければならないということで、自分自身、草刈りして、何とか環境に、周りに迷惑かけないようにということで草刈り作業。それもだけこのことで、

なかなかままならなくて、本当に近所の皆さんに迷惑をかけている。かけないように道路に出るところは、必ず夕方でも早朝でも、草刈作業で迷惑かけないようにさせていただいております。

本当に身にしみる質問で、本当に自分もこっち側のほう、そういう遊休農地にしてしまっていること自体、本当に申し訳ない気持ちなんですけれども、できる限り景観にいいように、迷惑かけないような、精一杯の管理だけはしていきたいというふうに考えております。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、やっぱり高齢化とか人口減少による担い手不足、これはやはりどこの自治体、みなかみ町に限らず、いろいろみんな深刻な状況であります。特に中山間地域においては、やはり離農による耕作放棄地の増加が喫緊の課題になっている現状だというふうに思います。耕作放棄地を増加させないためには、やはり担い手を確保し、耕作を持続してもらうことが一番の方法ですが、総じて若い世代の就農意欲は低く、新規就農者も少なくなっているのが現状かと思えます。

自分も農家の長男で、今は亡き両親の背中を見て育ってきました。やはりそんなに甘いものではない。天候にも左右される、病害虫とかいろいろなもの、ですから、机上で、ここでいろいろするんだけれども、やはり現場を自分自身で承知していますので、よく農業の大変さ、また大変なだけでなく、本当にやりがいがあり、本当に自然の中で自分のペースでできるという、そういうやりがいのある産業でもあるということも十分承知をしております。

担い手の確保のためには、農業の魅力、やはり生活できるように所得を高める必要があると思います。例を挙げますと、収入面では、安定した収入のための販売先の確保、いわゆる出口ですよ。あと高収入が見込める農産物への切替えなど、また生産面では、農地の確保や機械化の導入、有機農業への取組、そして獣害対策なども生産性の向上に関連しており、ほかにも様々な取組があるというふうに考えております。

しかしながら、やはり機械化とか何とかいっても、それは農林水産省には事業がありますけれども、やはり自己負担、融資を受けるというようなこともありますので、自分でいろいろそういうことも覚悟して、やはりそういう補助事業にも参加をしなければならないというふうに考えております。

また、地域おこし協力隊、就農の新規の関係ですけれども、移住希望者の中には農業に興味がある方もいらっしゃるというふうに伺っております。ただ、そんなに甘いもんじやないと先ほども自分の経験がありますので、すぐに担い手の確保につながるものは少なく、まさに一朝一夕で解決できる問題ではないというのが現状かと思えます。ただ、意欲がある人には、やはりいろいろやってもらう体験型みたいなのはあってもいいのかなというふうには思っておりますし、そういうつもりでいますので、すみません。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 先ほど、地域おこしの方とかも含めた担い手不足の打開策というのをお話しいただいたんですが、農業委員会の資料によると、1月から2月に新規参入の促進として、

新規参入者の掘り起こしを行い、遊休農地とマッチングを行うと書いてあります。また、年に2回、新規参入相談会を開いているようですが、これは一般町民にも情報が拾えるものなのでしょうか。ちょっと私が探してもたどり着けなかったんですが、どのように周知しておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 期日を指定しての相談会は、現在までのところ実施しておりませんが、相談があった場合は随時行っている状況です。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ということは、随時ということで、年2回の農業委員会の資料にあった新規参入相談会を行っていないってことですね。

正直、ちょっと畑をやってみたいな、私も農業できるかなという人材がいたとしても、農業改善センターの敷地に入り、農林課や農業委員会のドアを開けて入っていくというのは、農業に関わったことがない一般人からすると、とてもハードルが高いものです。

まずは、今の時代、インターネットで調べるかと思います。町で新規就農の相談会があると分かれば、その日に合わせて動くでしょう。ある程度の就農の流れを同じ目的を持つ大勢の方と一緒に聞いて、判断し、相談するというのが、抵抗のない入り口だと思います。ぜひ、日程を提示した相談会を企画していただけたらと思います。

さらに、マッチングできる農地がネットで事前に分かれば、田畑の拡大も視野に入れている現役農業者もいると思います。まさに、地域計画の目的である農地の集積につながるものと思います。

また、農業委員会資料によると、1月から2月に新規参入者の掘り起こしを行うとなっていますが、就農希望者が農林課や農業委員会に行って、そこで相談会の情報を知り、後日参加してもらい、または随時相談を受けるという形ですと、掘り起こしとは言えないのではないのでしょうか。そもそも、先ほどのご答弁ですと、来た方の相談を随時行うということです。掘り起こしというのは能動的なものだと思うのです。ドアが開くのを待っているのは受動的だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろな方法があるんだというふうに思っております。美香議員がおっしゃるのは、ハードルが高いとか、行きづらいというお話で、本当にやろうという人は、いろいろな人脈を通じて、農林課なり、また農林課以外、また議員各位にもご相談したりとか、また地元の方に声をかけるのかなというふうに思っております。

いずれにせよ、ほかにもホームページなどを通じて情報をどんどん提供していく姿勢というのは取っていききたいというふうに考えております。そしてまた、来ていただいた方とかには親切丁寧にいろいろな状況を説明させていただきたいというふうに考えております。

やはり、広報、それはやはり関心を持ってもらう。そしてまた、そういう新規就農の意欲のある方のきっかけにはきつとなるんだと思いますので、これからいろいろな形で広

報をしていきたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 今年度末に地域計画策定ができ、公表となった暁には、町として就農や経営拡大の背中を押せるような、スピード感ある取組をしていただきたいと思います。

さて、耕作放棄地の課題は、担い手不足や自然相手の経営による、先ほど町長もおっしゃってありました収入の不安定さや初期投資の多さ、また鳥獣害、景観が損なわれることも含まれます。町長は折々のご挨拶に、美しいみなかみの里山を見て、楽しんで、おいしいものをたくさん食べてくださいとおっしゃられております。美しい景観をつくり上げるためにも、耕作放棄地の手入れが必要です。

ここから本題になるんですが、これから私は、里山の景観を含めた収益性のある耕作放棄地の活用と、担い手組織の創出について提案をさせていただこうと思います。

まず、景観です。

実は、今年の春にみどり市を訪れた際に、田んぼの合間に、まちまちに菜の花畑がありまして、菜の花が多いですねと同行していた現地の方に聞きましたら、作付されて菜の花の出荷をしている畑もありますが、実は休耕田に菜の花をまくようになって、貸借りができる農地が分かりやすくなっているのですよとおっしゃられておりました。休耕田のリアルな可視化そのものだと思い、休耕田の目印とはいえ、黄色い菜の花が地域を明るくする一石何鳥にもなり得るよい取組だと思いました。

我が町の取組としては、平成18年、合併した翌年に、新治地区の住民組織「猿ヶ京ネットワーク」の皆さんが、県や町の補助を受けて、菜の花エコプロジェクトを実施しております。現在、まちづくり協議会新治支部の猿ヶ京活性化まちづくり協議会は、休耕田コスモスプロジェクトを推進しております。

休耕田には、様々な可能性があると思います。荒れ果てた畑がすてきなビューポイントになることで、人が訪れる町になり得るのではないのでしょうか。菜の花プロジェクトは、遡れば1976年から始まり、現在第4ステージを迎えております。菜の花は、長い冬からようやく訪れる希望の黄色で春を迎えます。きっと散策する人も多くなり、健康寿命を延ばすフレイル予防としてもよいのではないのでしょうか。

あわせて、収益を求めるなら、成功例として、群馬県内では甘楽町が種を採取し、純国産の食用菜種油として、ふるさと納税の返礼品としています。菜の花以外にほかの作物としては、11月21日の上毛新聞によると、沼田市の取組として、漢方で有名な民間業者ツムラが、薬用作物トウキの栽培を拡大していて、群馬県内で現在の92トンから210トンまで増やしたいと掲載されておりました。

経済産業省では、自動車メーカーに2030年代早期に、全車種に対しバイオ燃料を混ぜたガソリンの導入拡大を求める方針を示しました。甘蔗やトウモロコシ、木材が原料となります。航空燃料も「SAF」（サフ）と言われるバイオ化が進み、渋川市ではアブラナ科のカメリナの栽培が行われております。カメリナオイルはオメガ3、ビタミンEなど豊富で、健康食材としても注目もされております。

みなかみらしさとするならば、新聞にも掲載されたとおり、町内では桐の植栽が進んでおり、私も真沢や上牧、つい先週の土曜日には、副町長もご参加されました小川地区においての植栽活動に参加させていただきました。県内唯一の桐工房の技術と日本の伝統工芸の観点からも、農転の必要のない桐は、耕作放棄地の活用にマッチしております。町内で生産から出荷までの工程が収まる事業は、脱炭素社会にも合っております。そのような桐は、初夏に紫の花を咲かせてくれ、蜂蜜の採取も可能だそうです。30日の植樹には、四国や東北、日本全国から参加者がおり、みなかみの交流人口の構築にも、大きな好影響を及ぼすきっかけになり得ると思いました。まさに、休耕地が宝箱になり得るのではないのでしょうか。

しかし、実際のところ、休耕地の所有者は、そのような情報をなかなかつかみづらいのだと思います。だからこそ、町が率先してこれらの作物を推奨作付作物として情報を提供し、マッチングしていくべきなのではないのでしょうか。町が推進する作付田畑は、国や企業が求める戦略作物をいち早く提供できる態勢が取りやすいというのも利点になります。

今、幾つか例を挙げましたが、景観と収益を兼ね備えた攻めの戦略について伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 全国のいろいろな例を今紹介をしていただきました。

猿ヶ京地区の菜の花プロジェクトは、当時見に行った経緯があります。

実は、自分自身も景観の維持ということで、休耕地になったところにコスモスの種をまいて、1年だけやってみました。翌年も種がやっぱり落ちてると、全体的に繁茂するわけじゃないんですけれども、部分的に少しずつ出て、でもそれも何年かすれば絶えてしまいますので、やっぱりまた種を購入するという形になってしまいます。

いろいろいただきましたそういうことを参考にさせていただきながら、町の現状に合うものを取り入れるかどうかということを、今後それぞれの全体的な中で研究をしていきたいというふうに思っております。やはり景観維持には、田んぼなんかも、遠くから見ると別に緑だからいいんですけれども、やっぱり散策して歩いたりすると、荒れたりしているということで、何年かするとやっぱり木も生えてきたり、そうなっちゃうとなかなか、今度は機械でやらずにちゃんならないような状況になりますんで、やはりそうならないように、水田のこういうきれいなところは、そういう景観を維持することは大切ですし、また山手のほうに行くと、桐の植栽にも参加していただいたというお話ですけれども、そういう形で桐を植えていって景観を維持することも一つの方法かというふうに考えております。

いずれにせよ、いろいろなことを参考にしながら研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 今、こうして一般質問でやり取りしながら町のお考えをお伺いしました。その中で、やはり、先ほども担い手の話のところが出たんですが、最終的には人口減少、後継者不足、担い手不足という課題が持つ耕作放棄地、一体誰が手入れするのというところ

に行き着くのだと思います。そこで必要なのは、やはり組織・団体だと思うのです。個人の前に団体・組織だと思うのです。

先日、つい2週間前に移住された方が、農業はハードル高いけれども、畑はやりたい、野菜を作りたいとおっしゃっておいりました。そこで、都会からこの自然を求めて移住してくる方々や住み続けている町民を対象に、自伐型「リンカーズ」のような、例えば体験型農業「ノウカーズ」みたいな団体をつくることを提案します。休耕田を使ったお試し農業体験ができる窓口の設置と出口の確保が必要です。とにかく農業をやってみたいと考えている方の背中を押す。まず経験の場を創出するのが大事だと思いますし、その体制づくりが、今後10年、20年先のみなかみの農業につながるとは思います、いかがでしょうか。組織・団体をつくることで、国や県の補助金を使ってできる事業もたくさんありますので。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いわゆる団体、そういう受け皿の団体をつくったらどうかというご提案だと思います。

全て、いろいろなところのどういう補助があるか、農水省なり群馬県にどういう補助があるか研究させていただいて、どういう方法がみなかみ町に合っているかということも研究をさせていただきたいというふうに思います。

移住者や若い世代に農業の体験をしていただくということは、大変いいこと。移住者に限らず、やはり非農家の方にも、どうやって大根が採れるのかとか、それで、今それぞれ、新治のこども園なんかの例を取りますと、やはり園児の皆さんが近くの畑でいろいろな土を触って、きゃっきゃきゃっきゃやる。ああいうのは本当にいい光景ですし、やはりどういところで食するものが採れるのかという、これは自分もいつも機会あるごとに、食農育じゃないですけども、やはり農業者に寄り添う、土を思う、農業生産者を思うということにもつながるんだというふうに思います。そういう中でまた、僕も私も農業をやろうという方が生まれてくれば本当にありがたいなというふうに思っております。

いずれにせよ、どんな手段があるのか、どんな方法が一番有効的なのか、いろいろなことをやはり調査研究することは必要だと思いますし、今日の鈴木美香議員の質問を受けて、いろいろ研究をさせていただきたいと思います。そして、これがやはり遊休農地の解消に少しでもつながるような一助になればなというふうに考えさせていただいております。

ただ、なかなか現状、どこの自治体もこれに苦慮しておりますので、その辺はやっぱり鈴木美香議員ももちろんご承知の上で一般質問していただいているんだと思いますけれども、時間も要するし、本当にやる気のある人は、もうどんどんどんどん入ってきていただいているんだと思います。生活が成り立たなければ、収入がなければということで、行政としてやはり出口をいかに整備するかということも重要な課題だというふうに思っております。調査研究をさせていただくということで、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 自伐型「リンカーズ」ができました。体験型農業「ノウカーズ」をぜひ、林

業にできて農業にできない理由はないと思います。町長も公約として、農林業の振興による雇用の創出をうたっておりますし、国も新規就農者育成総合対策のうち、サポート体制構築事業をはじめ、様々な事業を展開しております。先進事例を探すのではなく、SDGs 未来都市で採択された自伐型林業のように、我が町が新規就農の先進事例をつくっていくという意気込みを町長、最後にぜひお聞かせ願えたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） もちろん、そういうつもりで今農業振興に努めております。雇用の創出、それに関わる雇用で、林業でも移住者の方が携わったり、農業者の方でもそれなりにやる気がある方は、兼業でありますけれどもやっている方もいるし、それはもちろん今までと同じで、そういう振興策にはこれからも一生懸命努めていきたい。

そして、それぞれ議員各位におかれても、いろいろなご相談を受けると思います。とにかくそういうときには、農林課のほうに話をつないでいただく、そしてそこから一步踏み出せる、そして踏み出した方には、新規農業に興味がある方には、どうやって行政が応援できるのか、例えばマッチングもそうですね、農地の。そういうことを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

申し上げました農なくば国滅ぶじゃないけれども、国家の一番の責任は、戦争をしないことと国民を飢えさせない、安心安全な食べ物を提供するというのは重要な役割だと思っております。それは、地方自治体でも同じことが言えると思いますので、これからも農業振興には努めていきたい。

リンカーズの例がありました。基本的にそのやり方としてはすばらしい自伐型のあれです。それもやはり、仮称だと思うんですけども「ノウカーズ」、あってしかるべきで、できない理由はないと思いますけれども、そういう方々、プレイヤーが集まって、いろいろ農業を盛り上げていただければ大変ありがたいと思っております。そして、やはり女性の方の就農というものにも期待をしたいと思っております。

以上です。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 本日、耕作放棄地の課題対策として、里山の景観を含めた収益性のある田畑の活用への転換と、担い手組織の創出について提案をさせていただきました。それが町の課題解決と産業を支える持続可能な循環型農業の足がかりになると考えます。ひいては、大きく日本の自給率の底上げにつながるものと希望を持ち、一般質問を終わらせていただきます。

議長（小林 洋君） これにて7番鈴木美香君の質問を終わります。

通告順序3 10番 高橋 久美子

1. 寄り添える施策で安心して住める町を
2. 命を守る防災対策
3. SNSの活用で道路の補修箇所又は、災害時の土

砂崩れなど迅速な対応で安全安心を

議長（小林 洋君） 次に、10番高橋久美子君の質問を許可いたします。

10番高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） 10番高橋久美子。

議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、寄り添える施策で安心して住める町を、命を守る防災対策、SNSの活用で道路の補修箇所又は、災害時の土砂崩れなど迅速な対応で安全安心をの3点です。

最初に、寄り添える施策で安心して住める町を質問いたします。

具体的には、窓口用軟骨伝導イヤホンの設置、男性トイレの個室にサンタリーボックスの設置、公共施設や学校のトイレに生理用品の設置の取組の対応をお伺いいたします。

ここで、具体的な質問をする前に、町長にお聞きします。

町長に就任され、2年となります。町長は「住みたい・住みたくなる町 ナンバーワンを目指します」を掲げて当選を果たされました。今回の質問で、寄り添える施策で安心して住める町をということとさせていただきますが、寄り添える施策は、多岐にわたり一つ一つを町民の方のお声をお聞きしながら進めていくものと考えます。その方向性が「住みたい・住みたくなる町 ナンバーワンを目指します」にも一致するかと思います。町長の目指すところの町民の方に寄り添うということについての見解をお聞かせください。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 高橋久美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

先ほど、石坂武議員の一般質問にも答弁させていただきました。やはり、小さな声に耳を傾ける対話の町政が基本であり、やはり町の主役は町民皆さんだということ、これは忘れてはならないことだと思います。もちろん皆様方も同様だというふうに思っております。町民皆様方に寄り添い、町民目線の町政をこれからもしっかりと進めていく。そして、誰一人も残さない持続可能なまちづくり、これに一生懸命取り組んでいるところであります。

具体的にどうということだというと、やはり職員の皆さんに、特に窓口対応の場合、これはやはり町民の立場になって、自分がその方の立場だったらどうだろうと思うことが大切かと思います。やっぱり親切丁寧に、分かりやすく、窓口対応等をするよう指導をしているところであります。

やはり、政策としては、列挙すればいろいろもう細かいことがたくさんあります。議員各位からいろいろいただいたあれはどうなっているのか、こうしたほうがいいのか、できることから着実に形にし、行政に反映しているつもりであります。大きいことになると、やはり時間と予算も伴うことはなかなか、ちょっと時間がかかりますけれども、皆さんからいただいたご意見というのは、町民の声だというふうに認識をさせていただいておりますので、できることからしっかりと反映するように努めております。それは、やはり寄り添う姿勢の第一歩ではないかというふうに考えております。嫌なことも都合の悪いことも、

やっぱりしっかりと真摯に耳を傾ける、そのときに批判をされたり何かを言われても、それはやはり仕方ないんだと思います。そういうことをしっかりと正面から受ける姿勢というのは、やはり行政として大切なことだと思います。

その代わり、できないことはできない。条例なり法律なり、やはり決まりというのは何でもそうですけれども、社会にはルールがありますから、それを破ってまで何かをしようというのは、やはりこれはいかなものかというふうに思いますので、できないものはできない、恨まれてもできないものはできないと言う勇氣というのも、これからは非常に大切になってくるというふうに考えておりますし、そういうことを踏まえて、聞いた意見はしっかりと、反映できるものは反映していますし、これからもそういう姿勢で取り組んでいきたい。

寄り添う姿勢、住みたい町ナンバーワンに関わるかどうかは別ですけれども、そういう姿勢というものはご理解いただきたい。それが広く伝わっていけば、必ず住みたくなる町につながるものだというふうに確信をしております。

以上、1次答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 高橋久美子君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） 先ほど答弁いただきましたけれども、小さな声に耳を傾ける対話の町政が基本、そして町民目線の町政でとの答弁がございました。役場の窓口業務は、まさに町民の方と接する重要なところなんです。来庁される方の声をまずはしっかりと受け止めていただき、寄り添っての対応を期待いたしまして、質問に移ってまいりたいと思います。

では、最初に、窓口専用軟骨伝導イヤホンの設置についてですが、役場の窓口対応で、聴覚障害の方や高齢者の方の聞こえに寄り添う対策が必要ではないかと思います。日常生活の様々な場面で、高齢者の方とのコミュニケーションの聞こえの部分で、意思の疎通に苦慮することがあります。高齢になると、多かれ少なかれ難聴になると言われています。そのことにより、社会での活躍の機会が減り、認知症の重要なリスクファクターともなります。そうならないように、難聴で困らないための環境整備が必要となります。

その一つのツールとして、窓口用軟骨伝導イヤホンがあります。これは、障害者の方が役所、金融機関などの窓口で困らないための環境整備を目的として開発されたイヤホンです。軟骨伝導は、耳の穴を取り巻く軟骨を振動させて音を伝える仕組みです。従来のイヤホンでは音を出す穴があり、先に使用した人の耳あかや皮脂が付着するため、不潔で使用できないということもございました。音を出す穴がなく、球体型で表面が滑らかな軟骨伝導イヤホンは、窓口でも多数の人が清潔に使用できます。

そこでお聞きしますが、窓口対応でのコミュニケーションでのお困り事や円滑に図る工夫など、今現状どのような窓口対応をされているかお答えください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 窓口でどんなような対応をしているかというご質問だというふうに思います。

現在、窓口でのコミュニケーションを取る工夫についてですが、耳の不自由な方に、特に高齢者の方、年を取ると耳が聞こえにくい、私もそういう域に入ってきてしまって、もと

もと左耳が、ちょっと高音が難聴なんで、社会生活には自分も支障がない範囲なんですけれども。高齢者の方へゆっくり低い声で話す。相手のペースに合わせての対応を心がけるようにしています。また、場合によっては筆談なども取り入れて対応しております。

ですから、ケース・バイ・ケースで、いろいろな方がいらっしゃいますので、その都度、時間がかかっても、お客さんや町民の皆さん来たときにちゃんと対応できるような態勢は取っているということでもあります。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） 今、お答えいただきましたけれども、先日、私、高崎市は軟骨伝導イヤホンを導入してまして、どういう形でイヤホンを設置したかとか、そういうのを聞きに行っていました。そのときに、高崎市の場合は、保険年金課でまずこのイヤホンを導入されたんですけれども、そこの職員の方がおっしゃるのには、本当に大きな声で対応すると、保険年金課というと、かなり大切な個人情報が入ってまして、そういうところがやっぱり大きな声で伝えることによって漏れてしまう、そういう職員の方の苦慮があって今回導入しましたというようなお話を伺いました。その他県内の自治体にも、今導入する取組が広がっていますが、窓口用軟骨伝導イヤホンの受け止め方、また導入についての見解をお伺いいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 町の受け止め方ということで、高崎市に出向いていろいろ勉強していただいたということで、だから、実際の現場も見てきたということだというふうに承知をしております。

やはり、耳が聞こえづらい、そして高齢者で難聴の方には本当に優しい窓口を実現するためにも、窓口用の軟骨伝導聴覚補助イヤホンが、やはり今の段階では一番有効なんだというふうに思っております。耳の軟骨へ振動を与えることで音を伝えることができ、振動によって伝えるため、音漏れや、隣の人に会話の内容を聞かれる心配もない。ましてやこういう時代ですので、個人情報なども、やはり他人様の耳に入ることがないということで、大変有効だというふうに思っております。

また、軟骨伝導は外耳道外に装着するものであり、先ほどご紹介いただきましたが、穴や凸凹がないイヤホンを導入することで、使用後の衛生面についても実現可能ではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） 老眼の方のために窓口到老眼鏡を置いてあるように、耳が聞こえにくい高齢者の方が、安心して窓口サービスを受けられることは有効であると思います。

次に、男性トイレの個室のサニタリーボックスの設置についてお聞きます。

高齢者の男性を中心に、前立腺がんや膀胱がん罹患される方が増えてきていると言われています。前立腺の摘出手術を受けた人の大半は、しばらく脳のコントロールが難しく、

尿漏れパッドが必要となり、また膀胱の手術などの後も尿失禁や頻尿などの症状が残ることもあります。では、使用したパッドや紙おむつはどのように処理されていたかというのと、捨て場所がないのでビニール袋に入れ持ち帰る人が多いとのこと。外出先から家まで持ち帰るのは大変なことです。

そこでお聞きしますが、町のサニタリーボックスの設置状況をお答えください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 設置の状況ということでありましてけれども、現在、町有施設においては、優先トイレなどに通常のごみ箱は置いてあるところもありますが、個室への男性用サニタリーボックスを設置しているトイレはない状況となっております。

状況については以上です。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） トイレの汚物処理の課題はデリケートなことなので、特に男性の方は声を上げにくい面もございます。しかし、高齢者が生き生きと活躍する時代、また、がんに罹患されていても働きながら治療する時代でもあります。そして、観光の町としてたくさんのお客様も使用するトイレの側面もあります。さらに衛生面から、女性用のトイレはボックスが設置され、男性はきちんと対処されない状況をどのように認識されますか。お答えください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 認識ということでありまして。男性用のサニタリーボックスは、病気やけが、高齢などにより、おむつや尿漏れパッドを使用する男性が増えていることから、やはりこれらの製品はトイレに流すことができませんので、専用のごみ箱として必要になるものかと認識はしております。

設置の背景としては、やはり高齢男性の尿漏れ問題が社会問題化しており、外出先での排出の悩みを解消するための対策として注目されているというふうに理解はしております。

設置のメリットとしては、やはりトイレを清潔に保つことで衛生的な環境を維持できること、また排泄に関する悩みを抱える人が安心して外出できる環境を提供することで、多様な人が利用できる社会の実現に貢献できるというふうに考えております。

認識としては、以上申し上げたとおりであります。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） サニタリーボックスを女性だけのものと考えず、柔軟に対応すること、またトランスジェンダーへの配慮などの観点からも、サニタリーボックスを設置すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 男性トイレのサニタリーボックス設置について、大変重要な提案であるというふうに受け止めております。やはり、近年高齢化や病気などでおむつや尿漏れパッドを必要とするこれらの男性が増加している状況を鑑み、公共施設等におけるサニタリーボッ

クス設置の必要性が高まっているというふうに感じております。

庁舎内についてですが、男性個室トイレはスペースがやはり狭い、少ないことから、設置が可能か確認した上で、安全面などを考慮し検討していきたいというふうに考えております。

バリアフリートイレには十分な広さがあり、尿漏れパットや紙おむつ等の付け外しが容易であると思われます。広いトイレということですね。また大きめのボックスを設置するスペースもあるため、まずはバリアフリーのトイレに設置を行う。そして利用者への周知を進めていきたいと考えられるのかなというふうに思っております。

スポーツ施設や公民館、資料館やカルチャーセンター、図書室などについては、長時間の利用者も多く、サニタリーボックスの需要もあると考えますので、廃棄物の管理が十分行える管理人常駐施設に限り、それぞれの施設の間取りを確認し、できるところから設置を進めていければというふうに考えております。併せて、案内表示、利用に際しては分かりやすい表示にも心がけていきたいというふうに感じております。

いずれにしても、町民や来訪者にとって必要と思われる施設や、設置が可能な施設から検討を行い、多くの方が安心して快適にできるよう、今後もトイレ環境の改善に配慮していきたいというふうに考えております。

県内でもやはり、高崎市の紹介がありましたけれども、市でいうと、9市が市の庁舎には導入している状況だというふうに伺っております。

やはり、トイレは来たときに印象の面でも、観光客の方とか、我々が観光地に行ったとき、トイレを見たときに、やはり高橋久美子議員なんかも同じ思いだと思いますけれども、トイレがきれいだと気持ちいいし、やはり受入れ態勢が、観光客を受け入れているんだなというふうに思いますんで。

ただ、やはり課題もありますし、いろいろな角度から、場所とか、トイレの面積、置くわけですから、あと片づけるとか、やはり定期的に人の手が入らないと、なかなか衛生面でも逆効果になってしまう場合もありますんで、その辺もしっかりと考えながら、できるところからできればというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） ご答弁いただきましたけれども、検討いただき、設置できるところから進めていただき、誰もが安心して利用できるトイレの環境の整備を願いたしまして、次の質問をさせていただきます。

公共施設や学校のトイレに生理用品の設置についてお聞きします。

昨今、経済的理由や様々な家庭環境を背景として、生理用品が購入できない、生理の貧困がコロナ禍で顕在化してきました。生理の貧困は、当事者が声を上げづらく、しかし、女性の尊厳に関わる社会問題でもあります。海外では、既に2017年にイギリスで行った調査をきっかけに、生理の貧困の言葉が広く知られるようになりました。日本では経済面にフォーカスし、経済的理由からの生理用品の入手が困難な状態にあることを言うこと

が多いようですが、世界的には経済面でなく、月経にまつわる不利な状況を指す言葉として使われています。

そこで、お聞きしますが、町としては生理の貧困をどう考えるか、見解をお聞かせください。また、併せて町所有の施設や学校のトイレの生理用品の設置状況をお聞かせください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 生理の貧困についてでありますけれども、やっぱり経済的な理由などにより、生理用品を十分に購入できず、やはり日常生活に支障が出てしまう状態のことだというふうに理解をさせていただいております。

生理の貧困が問題となる理由としては、やはり生理用品を適切に使用できないことや、感染症のリスクが高まる可能性があることや、購入に困り仕事や勉強に集中できない場合もあるというふうに伺っております。生理の貧困は、女性だけでなく、社会全体で解決すべき問題だというふうに認識をしております。

先般、たまたまテレビを見ていましたら、男性が生理痛の体験ができる、電気か何かを当ててやっている番組を拝見する機会がありました。やはり本当に、人によってももちろん個人差があるんでしょうけれども、本当に立ってられないくらいという方もいれば、本当につらいんだというふうに思います。だから、男女関係なく、そういうことなんだということを経験するのは、大変重要なことだというふうに思いました。

次に、町有施設の設置状況という質問だというふうに捉えさせていただきます。

生理用品の設置等については、町内の小中学校7校の対応状況ですが、4校については、女子トイレ内にいつでも使えるよう、各個室内やドアの裏側などに常備しております。現在トイレ内に設置していない3校については、相談や申出があったときにすぐ対応できるよう、保健室に常備しております。ただ、やはり声を上げにくいという高橋久美子議員の質問がありました。やはり4校にあるなら、全部同じに合わせるべきだというふうに思っております。ですから、この3校についても、年度内をめどに女子トイレ内に設置できるよう準備を進めたいというふうに考えております。庁舎内やその他の町有施設については、配布や設置をしていない状況であります。

以上でよろしいですかね。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） 学校に関しましては、もう既に取り組んでいただいているとのことですので、子供に寄り添う対応に感謝申し上げます。

庁舎内や町有の施設においては、まだ取組をしていないということですが、国でもこの問題に交付金措置をしていますが、どのような取組かお答えください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 国の補助制度ということですが、やはりこれも新型コロナウイルス感染症拡大による収入格差の拡大をきっかけに、やはり生理の貧困問題が明らかになったことから、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021に、生理の貧困への支援に関する項

目を盛り込み、取組が進められています。

具体的には、内閣府男女共同参画局の地域女性活躍推進交付金において、地方公共団体やNPOなどの民間団体に委託して、アウトリーチ型の相談支援や居場所などの提供を行う場合、女性や女の子たちへの寄り添った相談支援の一環として、生理用品の提供を行うことも可能とする制度があるというふうに認識をしております。

今後、国からの支援等も確認しながら、生理の貧困にある女性の背景や事情に向き合い、支援内容についても研究をしていきたいというふうに思っております。もしそういう方がいたら、勇気を持って誰かに一言言ってもらえれば、こちらでもできる限りの対応はしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） そうしますと、確認ですが、町有施設の配布・設置については前向きに検討していくと受け止めてさせていただくということによろしいでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほど申し上げました国の事業等、どういう範囲で詳細なメニューも確認をさせていただく中で、前向きに検討させていただきたいと思います。

ただ、ニーズとか、管理とか、いろいろあるんだと思います。その辺はちょっと申し訳ない、生理の貧困ということで、ちょっとその辺の承知はしていませんので、その辺はまたいろいろな形で考えていきたいというふうに思っています。検討はさせていただきます。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） サニタリーボックスの設置ではありませんが、できることからモデル的に取り組むことも可能と思います。

この生理の貧困には、SDGsの「貧困をなくそう」、また「全ての人に健康と福祉を」、それから「ジェンダー平等を実現しよう」、「安全な水とトイレを世界中に」の4項目の視点が含まれていますので、SDGs未来都市に選定された町としても推進すべきかと思います。

次に、命を守る防災対策について質問をさせていただきます。

年々激化する災害、一人一人が命を守る行動を身につけなければならない必要性が高まっています。避難指示のタイミングなど、現実的な対応を考えると、専門的な知識を身につけた人材が必要だと思います。命を守るため、より実践的な防災対策を前に進めることが求められています。そのために、地域防災マネジャーや気象アドバイザーなど、専門的人材の活用を推進すべきと考えます。

この質問は、過去令和3年6月定例会でしています。その際、町長答弁は、専門的人材の必要性は認識しており、今後の状況等を踏まえ総合的に研究してまいりたいとのことでした。阿部町長としましては、この専門的人材の活用については、どのような見解かお聞かせください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 防災対策の質問ということで、今年は元旦からああいいう能登半島地震、また能登地方に豪雨で、二重の災害が能登半島で発生して、状況を見ると、やはり他人事ではないというふうに考えております。本当に私自身も常に危機感を持っております。ですから、東京出張も車で行くんです、この間も。JRで行ってJRが止まっちゃうと、もう帰って来ようがないですね。車で行って、車ならどこか回っても、時間は多少かかったとしても必ず帰って来る。JRで行ってしまうと、JRが点検だ、ちょっとした震度4程度の地震でも点検ですという止まっちゃうからという思いでいますし、やはり今までも、自分の意識の中では、町民の生命・財産・日常を守るのがやっぱり責任だというふうに思っておりますので、いつもそういう危機感を持って務めさせていただいております。

災害対応は、やっぱり平時において、防災について関心を持っていただき、町民一人一人が命を守る行動を身につけることが必要であり、そのためには、防災に関する専門性の高い職員を配置することも有効であるというふうに認識しております。

現在、私が町長に就任してから、現場のエキスパートである自衛隊を退職された方に、防災研修会の講師や災害時のアドバイザーとして協力をいただいております。また、台風や線状降水帯等、大雨が予想される場合につきましては、前橋气象台ともホットラインで専門家による情報提供を受けつつ、災害に備えております。前橋气象台の台長とは、私は公用の電話を持っていませんので、プライベートの電話も公用と一緒にしますので、何か月に1回か、電話のやり取りをさせていただき、これは国土交通省のダム管の所長とか、全てそれを管理する方、あと高崎の道路管理事務所、道路の関係だと高崎の国交省の所長とも電話でつながるようになっております。

そして、またこの前も自衛隊の方が言ってくれた、何かのときは遠慮しないで自衛隊を要請してくださいという、自衛隊の方も非常に協力的、それはどこの自治体も同じ扱いだと思うんですけども、そういう体制は整っております。

また、新たな人材活用の予定はありませんが、今後、防災に関する知識や経験、地域の実情を踏まえつつ研究をしてまいりたい。自衛隊のOBの方、自分より2こ後輩の方なんですけれども、彼がもう何かあれば言ってくれと、協力したいということで、現在こういう形でご協力をいただいております。それが一つの進歩かなというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） 必要に応じ、防災に協力いただける方が町にいることはありがたいことだと思います。観光の町として、お客様の避難体制や、災害都市協定を結んだ都市が大規模災害に見舞われたときの対応など、そして何より、行政区ごとの地域防災計画の策定を進め、防災訓練を実施できるように進めることが課題と認識いたします。

また、町の防災士の資格を持っている人との連携も課題だと思います。この課題解決のため、ぜひとも実践的見地から、さらにアドバイザーの方の力をお借りしながら、一つ一つ課題解決をし、現実的に一步防災対策を前に進めていただくことを申し添え、次の質問

をさせていただきます。

災害時に、お一人お一人が命を守る行動を取るためには、平時のときにマイタイムライン、すなわち、おのおの防災行動計画を立てることです。マイタイムラインは、特に台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに、自分自身が取れる標準的な防災行動を時系列的に整理し、住民自ら考え、命を守る避難行動のための一助となるものです。その検討過程で、町が作成した防災マップの洪水ハザードマップを用いて、住民自らの洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要で、どういうタイミングで避難することがよいのかを住民自ら考えることが重要です。

マイタイムラインのポイントは、洪水のリスクを知り、住民自ら考える、我が事として捉える視点が備わることです。まさに災害における自助の必要性を考えるのに大切な取組です。町は、マイタイムラインにどのように取り組み、具体的にどう進めていくのかお伺いいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） マイタイムラインについて、どう取り組むかという質問だというふうに思います。

マイタイムラインとは、先ほどご紹介いただきました、住民一人一人の防災行動計画であり、防災行動を時系列的に整理し、命を守る避難行動のための一助として、あらかじめ決めておくものです。やはり地域防災力の向上を図る上で重要と考えており、本町におきましても、令和5年4月に全戸配布した防災マップの中で、タイムラインについて周知を行っております。

具体的にどのように進めていくかという関連質問だというふうに理解をさせていただきます。町民の皆様に対し、防災教育の啓発に関する情報を発信するとともに、研修会やハザードマップ等で災害のリスクを確認していただき、安全な時間帯に安全な場所まで避難していただくよう、マイタイムライン作成について丁寧に働きかけをしております。防災組織があるところは、地区地区で実際にやっているところもあるというふうに伺っております。

具体的には、やはりそれぞれの世帯で避難先や避難を開始するタイミングなどを検討していただき、自分の身の安全を確保できるようにマイタイムラインの活用を促進し、誰一人取り残さない強さとしなやかさのある防災・減災対策の強化を進めていきたいというふうに考えております。それぞれいろいろな地形、環境等もいろいろ違いますので、やはりとても大切な取組だというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） お答えいただきましたが、町民の方への周知の徹底が、防災マップだけの配布では難しいところがあるのかなと思います。ここ一、二年、町で防災ファシリテーターによる分かりやすい避難訓練等を開催していただいて、大変ありがたく思います。そういった中で、マイタイムライン作成のワークショップなども取り入れていただくと、より

町民の方に理解いただけるとと思いますが、見解をお伺いいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ワークショップを開催したりだとか、いろいろやっぱり都市部の団体、自治会なんかではやっているんだと思います。避難行動に向けた課題や参加者同士の意見等に基づき、ワークショップにおいては、マイタイムラインの作成等を学ぶことも大変有効な方法だというふうに考えております。これはやはり、防災の観点から実施に向けた検討は必要だというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） 町民の方の命を守る防災行動が一步前進することを期待しまして、最後の質問に移らせていただきます。

S N S の活用で道路の補修箇所又は、災害時の土砂崩れなど迅速な対応で安全安心をとということで、この質問は過去の一般質問において、令和2年9月と令和4年6月の定例会でさせていただきました。令和2年の9月の定例会では、S N S の活用で道路の補修状況に迅速に対応してくださいということで、そういうことでさせていただいて、令和4年の一般質問では、進捗状況を質問させていただきました。

改めて、ここで当時の町長の答弁をお伺いいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 当時の町長の答弁ということで、答弁させていただきます。

令和2年9月定例会においては、S N S の活用で道路補修箇所の通報を迅速にとのご質問をいただき、S N S をはじめとする情報伝達機能は便利であり、行政が使わないのはないと思う。町の体制を整備し、使える状況にしていきたいと当時の町長から答弁しています。

また、令和4年6月定例会では、災害時や不法投棄の通報に関わるS N S の活用について、令和2年に答弁を受けているが、進捗状況はとのご質問をいただき、他の自治体が行っている通報用アプリやビジネス版L I N Eなどを参考に、新たなデジタルツールの導入を検討していきたいと、これも当時の町長が答弁しております。

ここまででいいですか。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） お答えいただきましたが、そのとき私は前向きな答弁だと受け止めさせていただいていました。それで、町長もお替わりになったので、その後この課題についての取組状況を伺います。

また、今年の春より、国交省で日本全国の道路を対象に、道路の異常をL I N Eアプリで通報できる体制が開始されました。これを使えば町内の道路の補修箇所など、わざわざ役場に出向かなくても対応していただけると理解していますが、周知されていないようです。これをやっぱりうちの町でも活用しない手はないと思いますので、今後の対応をお答

えく下さい。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 現在、道路に特化した通報アプリについては、町独自では導入していませんが、町のホームページにおいて、役場所管の各業務に関するお問合せフォームの運用を令和3年11月から開始しております。このフォームを通じて、現在まで3年間に1,048件のお問合せ、通報があり、そのうち地域整備課に関わる案件が64件、道路に関するものは3件のお問合せ等をいただいております。

また、道路に特化したものでは、やはり国土交通省が、道路緊急ダイヤルの#9910、よく道路の異常があったら#9910と表示されますよね。そのLINEアプリというシステムを令和5年9月に整備し、令和6年3月29日から本格運用を開始しております。このシステムは、利用者等が道路の異常を発見した場合、当該内容について国土交通省に現場の写真や位置情報、破損状況など、道路の異常箇所を通報することができ、これらの提供された情報が当該道路の管理者にメールにて共有されるものであります。ですから、このLINEのシステムについては、町広報等を通じて周知を進めるとともに、町のホームページからアクセスできるよう進めていきたいと考えております。

現在、道路の異常確認については、区長さんの要望として、道路の不具合や破損状況等の情報をいただくほか、一般の町民の方々から、いわゆる道路利用者から、電話等による情報の提供をいただいている状況であります。そういう状況だということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） ただいまお答えいただきましたけれども、自治体で整備するところを先に国のほうが、今デジタル化の流れが進んでいますので、整備をしていただいたということだと思うんです。この制度を使えば、うちの町道、または県道、国道、全部全て一般の方がアクセスして、道路情報を通報できるということなので、これがうちの町にとって、よりいいほうに回っていくということを期待するわけなんですけれども、管轄する道路がうちの町はすごく広いので、それゆえのご苦労も多いと思います。

そういった意味で周知を徹底していただき、簡単なというか、すぐ補修できるような、そういうような簡易な道路異常はLINE通報でしていただき、また災害や予算を伴う大がかりな案件は、従来どおり区長さん要望で対応するなど、道路補修工事の手順を整理していただき、なるべく区長さんにご負担がかからないようにする方向。

また、道路のほうを担当していると、やっぱりいろいろ業務がございますよね、役場のほうの業務。その業務の効率化、そういうことを図るということが、やっぱりLINE通報なんかで図られると思うんです。そういうところをしっかりと整理していただくということについては、町長はどうでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろお話がありました。情報の整理というのは必要だと思います。

とにかく、緊急事態とか大規模災害、これは去年でしたっけ、猿ヶ京地区の道路が陥没

した、ああいう大規模災害はもちろん区長要望とかそういうのじゃなくて、すぐさま地域整備課を中心に、所管する土木建設会社の方にもご協力いただいて対応させていただいて迅速に、よくそんなに早くできるなぐらいのスピードで仮設道路を造っていただいた経緯もあります。私も現場には幾度となく行かせていただきました。やはり電話で対応させていただいています。もちろんLINEとかのそういうSNSの整理というのは必要です。

そういう場合で、例えば夜間でも当直がいるわけで、そうすると地域整備課の担当に電話がつながって、極力そういう形で、緊急のときには電話をいただければ対応させていただいております。やはり町民の皆さんの生活道路でもあります。迷惑をかけないように、これからも破損箇所とかあれば、伝えていただければ。

そして、なおかつ、区長要望というのは、やはり区の総意でやってくださいということですので、これは重いものがあると思います。それはやはり、皆さんがここを直しましょうという地区の合意形成があって初めて提出されるものというふうに、受ける側としては認識をさせていただいていますので、その辺もご理解いただければと思います。

いろいろな形で第一声がもし入れば、担当職員に現場に、とにかく最初に行ってもらおう。そして、待機している職員が必要なものを持って行って対応するという姿勢は、これからも緊急時においては対応させていただきたい。もちろん自分も飛んでいきます。

以上です。いればの話です。

議長（小林 洋君） 高橋君。

（10番 高橋久美子君登壇）

10番（高橋久美子君） いずれにせよ、この問題は、やっぱり今DX化の時代が進んで、多様性ということもございますので、やっぱりその都度その都度、いろいろ対応を迫られることもあると思いますが、いろいろ折り合いをつけていただいて、効率化を図るということも検討していただいて、進めていただくことを期待いたしまして、一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（小林 洋君） これにて10番高橋久美子君の質問を終わります。

散 会

議長（小林 洋君） 以上で本日の議事日程第1号に付されました案件は全て終了いたしました。

明日12月4日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

（午後2時33分 散会）